

第四編

税理士会の被災状況と その対応

税理士会の歴史の中で、今回のような大震災を経験したことは、かつてなかったであろうと思われる。幸い近畿税理士会では、本部のある大阪は比較的軽微な被害に止まったため、神戸を中心とする被災地域に対して対応できる状態にあった。しかしながら、被災支部の被害の大きさにその対応施策は限定され、苦渋の選択が迫られた。本編では本部の震災直後、並びにその後の震災税務への対応の経緯と、被災支部の会務がいかになされたかを取り上げた。

●税理士会の対応

●支部の対応・施策

●災害時の緊急管理体制



森会長が現地入り、
境神戸支部長から状況
報告を受ける（平7.1.24）

本会の震災直後の支援策は、阪神大震災救援対策本部（別表1）において企画・実施し、第31回定期総会（平成7年6月22日）以後は、当該対策本部を改組した阪神・淡路大震災対策特別委員会（別表2）において支援策を企画・実施した。

その救援・支援策は、次のとおりである。

1 被災者に対する対策

1 義援金

本会会員並びに全国税理士(会)、全国税理士共栄会、その他業界内団体及び関係企業・団体等から寄せられた総額約3億2千万円の義援金のうち、

NHKを通じて 3,000万円

また、愛のボランティア会から

日本赤十字兵庫県支部に 500万円
を贈った。

2 税に関する相談事業

(1) 税務相談事業

本事業そのものの実施結果は、別表3～7のとおりである。

この事業は、平成8年2月からの所得税確定申告期における「大震災被災地域支部（13支部）における申告相談」（別表7）を除けば、すべて本会において募集したボランティア応募者によって実施したものである。

震災直後の「税金よろず相談」に対する応募者延べ1,559名及び平成8年2月からの「被災納税者のための広域申告相談」への応募者2,488名について、その募集応募者の希望日を考慮した割当及び欠員・変更の調整、更には、震災税務研修会の実施等短時間の中で大変な事務量

1 被災者に対する対策

2 被災地会員に対する事業

3 税務行政当局等に対する 要望等

であった。今にして思えば、不十分な利用であったかも知れないが、コンピュータの利用なくして、この事務遂行は不可能であったと思われる。

何れにしても、被災者のために税務の専門家としてその使命を全うしようという熱い思いが全会に溢れていたのを、今もなお思い返すことができる、その熱気の中での事業であった。

(2) 税務相談実施のための事業

① 税務相談事業のPR

イ 例年のテレビスポット広告を中止、これに替わる「税のホットライン開催中」(静止画)を放映

ロ NHKテレビ番組「阪神大震災1ヶ月」やラジオ大阪「聞いて得する税百科」等に出演して「税のよろず相談」開設のPR

ハ 朝日・読売新聞(平成7年2月23日)に「税のホットライン」開設の広告を掲載

② 相談担当税理士に対する研修

イ 震災関連の税に関する特別立法等に関する研修会を、震災直後の「税金よろず相談」の担当税理士に対し実施(平成7年2月3日、8日、18日)

ロ 平成8年2月からの所得税確定申告期間中の「被災納税者のための広域申告相談センター」に従事する担当税理士に対し、震災税務に関する研修会を実施(平成7年12月21日、22日、平成8年1月17日)



被災地支援のため、よろず相談所の打合せ・震災特例研修会に多数の会員が参加(H.7.2.3 本会会議室)

被災された方々のために
税理士がお答えします

税のホットライン開設中
☎06-943-4604
午前10時～午後4時

近畿税理士会

例年のテレビスポットを急きょ変更



車による移動相談・空き地を見つけて



車による移動相談・天気のよい日は外で相談

2 被災地会員に対する事業

1 会員の安否・被災状況の把握

震災直後は、電話・交通網が遮断され、会員との連絡は不可能であった。その後、支部長と連絡しつつ、神戸新聞（平成7年1月29日）に会員に対する安否情報の提供方の呼掛け、公衆電話を利用するなどして事務局職員を総動員して当たった結果、1月28日までには、被災地会員2,609人中2,228人、2月6日までには、2,558人の安否が確認できた。しかし、残り41人の会員に対しては連絡がつかず、避難所あるいは被災地外に身を寄せていると思われた。

そこで、事務局職員が手分けして事務所・自宅を訪ね、そこで得た情報をもとに避難所を訪ねるなどして、2月18日までには、従来からの行方不明者6人を除く2,603人全員の安否を確認し終えた。

被災状況の把握については、全壊・半壊・一部損壊の区分が難しく、又、支部における情報収集の基準と違うことなども手伝って困難を極めたが、義援金の配分基準をもとに本人の申出等により、一応の情報を把握した。

被災状況の把握については、県・市町でも区々であり、基準の設定は極めて困難であるが、少なくとも本会・支部においては、同一基準を予め設定しておくことの必要を痛感した。

2 義援金の募集と分配

(1) 募 集

平成7年1月26日付で、被災地会員を除く会員に対し、義援金の募集を行った。その結果、本会会員 5,940名より89,123,

883円の義援金が寄せられた。

この募集については、本募集が遅く既に他の団体等に寄付したとの批判や、会員に対する義援金なのかどうか明確でないとの批判があったことは反省しなければならない。

(2) 分 配

義援金の分配についても、その基準設定に苦慮したが、被災状況届出書（別表8）をもとに、次の基準によることとした。

	第1次分配	第2次分配
本人死亡	1,000,000円	200,000円
家族死亡	500,000	100,000
事務員死亡	100,000	0
本人重傷	100,000	50,000
全半壊	170,000	40,456
一部損壊	50,000	0

又、義援金の分配基準が被災程度と必ずしも一致しない（建物以外の事務機器等の被害、関与先の状況等は、把握できない部分がある）ことを補完する意味もあって、義援金の一部を支部見舞金として交付し、被災会員のために有効に使ってもらうこととした。

前記配分基準に拠り、

第1次の義援金の配分：

平成7年5月25日～12月27日

第2次の義援金の配分：

平成8年1月9日に配分した。

（平成7年12月20日付で被害状況申出を締め切ることを、会報No.380、平成7年12月5日号で会員に周知）

義援金についての収支報告、個人宛明細は、次のとおり。

義 援 金 収 支 報 告

(平成 8 年 1 月 23 日)

収支計算書

(単位：円)

支 出 の 部			収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
NHKへの義援金	30,000,000	※ (人) 本人死亡 4 家族死亡 6 事務員死亡 3 本人重傷 2 全半壊 763 一部損壊 1,353	本会会員から入金	89,123,883	
災害救助法適用地域13支部宛見舞金	50,003,000		日税連・単位会から入金	169,159,339	
個人宛見舞金	237,227,928		関連団体から入金	55,100,000	
振込手数料	517,159		取引先関係等から入金	2,950,000	
送付案内文書等の送料	182,800		本会支部等関係者から入金	1,050,000	
現金書留送料	580		雑収入	568,482	預金利息
封筒代に充当	20,237				
合 計	317,951,704		合 計	317,951,704	

個人宛見舞金明細

	上段(第1次個人宛)	対象件数	金 額
	下段(残余分個人宛)		
本 人 死 亡	1,000,000円	4	4,800,000円
	200,000円		
家 族 死 亡	500,000円	6	3,600,000円
	100,000円		
事 務 員 死 亡	100,000円	3	300,000円
	—		
本 人 重 傷	100,000円	2	300,000円
	50,000円		
全 半 壊	170,000円	763	160,577,928円
	40,456円		
一 部 損 壊	50,000円	1,353	67,650,000円
	—		
		延 2,131	237,227,928円

義援金の分配について、もっと早くしてもらえないかとの要望があり、この点については、被災状況の把握が時の経過によって被災者自身変わってくるという事情もあり、困難な問題である。しかし、

被災地会員全員に一律の交付を先ず行って、その後、第2次で被災に見合う交付を考えるなどの方法も、検討されるべきものと思われる。

3 共済基金からの見舞金の交付

本会会費から1人当り年額2,400円（平成8年度からは2,500円）を共済基金として積立て、この基金から火災・台風・洪水等による災害に対する見舞金を交付することとしている。

しかし、この基金が予定した災害は、今般の大震災のような大規模なものではなく、その備えがない。

この点、救援対策本部でも議論が集中したが、被災者764人（申出による）に対し、一律30,000円（総額22,920,000円）を交付した。

この結果、共済基金は枯渇に瀕することとなった。多額の金員を、何時起こるか分からない事態に備えて積立てておくことには問題がないわけではないが、危機管理は正にかかる事態への備えをいうのであって、経済的合理性とは本来相容れない次元のものである。何らかの対応を検討すべきものと思われる。

4 特別融資の斡旋

震災直後に日税連会長を通じて、国民金融公庫に被災会員への特別融資について要望し、その斡旋を行った。

しかし、その後地方公共団体等がより有利な融資に関する措置を決めるなどしたため、この斡旋は利用者が少なく、中途半端なものに終わった。

今にして思えば、融資情報の提供の方がより有効であったように思われる。

5 震災税務に関する情報の提供

震災税務の取扱い（法令・通達、税務上の取扱い）について、全会員に送付した資料は、特例措置、臨時措置を含めて次のとお

りである。

- 平7.1.26 1. 阪神大震災に係る税務上の取扱いについての資料
災害等を受けた納税者の救済措置
- 2. 兵庫県南部地震により多大な被害を受けた地域における申告納付等の期限の延長の措置について
- 3. 災害等による期限延長の申請の手続のお知らせ
- 平7.2.3 災害に係る申告所得税の取扱い（局・所得税課）
- 平7.2.3・8 災害による法人税・消費税・源泉所得税の取扱い（局・法人税課、消費税課）
 - // 被災酒類に係る酒税の救済措置（局・酒税課）
 - // 災害に伴う納税の猶予等の取扱い（局・管理課）
- 平7.2.5 大阪国税局からのお知らせ（会報） 各税に対する期限延長、救済措置について
- 平7.3.6 所得税申告関係資料
 - 1. 阪神・淡路大震災に係る臨時特例法、地方税法、災免法の改正及び関係政令の改正内容
 - 2. 災害減税法又は雑損控除の取扱いについて
 - 3. 大震災に係る質疑応答集（局・対策本部提供）
 - 臨時特例法関係
 - 簡易な計算関係
 - 4. 研修会等における質疑応答集事例（研修部作成）
 - 5. 家財の明細に関する参考

資料

- 平7.3.7 「阪神・淡路大震災への税制上の対応について」の資料
1. 申告期限等のお知らせ
 2. 阪神・淡路大震災への税制上の対応について
 3. 大震災に関する諸費用の法人税の取扱い
 4. 地方税に関する税制上の措置
- 平7.5.15 阪神・淡路大震災における税務上の取扱いについて
(会報) (雑損控除関係等についての照会事項に関する局の回答)
- 平7.6.5 同 (続)
(会報) (同)
- 平8.1.5 所得税関係質疑応答集(99問)
- 平8.1.24 被災地における個人住民税の災害減免条例と雑損控除の取扱いについて

6 その他の措置

- ① 事務所設置についての特例措置(仮事務所の容認)
- ② 被災会員の変更登録の無料扱い
- ③ 被災会員に対する事務所表示板・税理士バッチの無料交付
- ④ 被災地外の会員に対し、「顧問税理士の被災に伴い、当該顧問先企業から被災地外税理士に業務委嘱された場合の対応についてお願い」(第八編資料参照)

7 震災時におけるソフト開発について

税務相談事業遂行に際してのコンピュータ利用について、次に記述しておくこととする。

震災発生後、本会のコンピュータにてソ

フト開発を行ったのは次のとおりであった。

まず、会員の安否確認を電話により行うため、被災地の会員及び被災地に自宅を置く会員の名簿を作成した。会員名簿の内容は、氏名・事務所・自宅・TELを登載し、事務所・自宅・事務所／自宅兼用別に、事務所・自宅の被災状況(全壊・半壊・一部損壊)や、本人・家族・事務員の被災状況(死亡・重傷・軽傷)が記入できるように会員名簿を作成した。その後、ある程度、会員の安否の確認が済んだ後、上述名簿を基に被災状況を入力するプログラムを作成し、支部別被災状況一覧表や全壊者名簿等を作成した。後に、会員から被災状況を書面により提出するようにし、その被災状況を入力し、処理を行うこととなった。

次に、義援金の募集に伴い入金に関する事務処理を手作業で行っていたが、処理が追いつかず、集計もとまどっていたため、義援金入金者のデータの入力(登録番号・入金額等)と集計を行うシステムを開発した。その後、義援金を会員に被災状況別(全半壊・一部損壊や本人・家族の被災状況等)に配分するため、前述の被災状況を入力したシステムと連動し、システム開発を行った。配分にあたっては、振込先の入力が必要となったが、振込するための書類を作成するプログラムを作成したことで省力化が図られた。

さらに、被災者のために設置した税務相談会に税理士を各会場に割り当てる処理について、応募された会員の名簿を作成し、割り当てるための基礎資料とした。名簿の内容は、氏名・従事希望日・日数などを登載し、2名の割当者によって行われたが、かなりの労力を費やしたため、翌年度も同様に税務相談会を開催した際には、税理士

の割当を自動的に行うシステムへと改良を行った。その後、税務相談謝金の支払処理や支払調書の作成へとシステムは拡大していった。

主なシステム開発については以上の3点であるが、地震発生後どのような処理を行うのか不確定であり、短期間でのシステム開発を要求されたが、不十分でありながらもとり急ぎ開発し、後に改良を加えていったのが現状であった。

非常時におけるシステム開発など考えてもいなかったのも、ふりかえると次のようなことが大切であったと思われる。

1 つに、発生時点でのデータの確立と他のデータとの独立性を維持する必要がある。これは、通常業務と震災に対応する業務とを区別するため、発生日での会員のデータを確定するためである。

次に、システム開発をユーザーレベルで可能にする手段・方法を考える必要がある。

最後に、システム開発に携わる者も含めて全ての者が連携して業務処理を行うとともに、ユーザー個々がコンピューターシステムで何ができるのか日々理解しておくことが大切である。

3 税務行政当局等に対する要望等

1 震災に係る租税特例措置等緊急要望等の提出

- 第1次 平成7年1月23日 大阪国税局長等宛

「兵庫県南部地震に伴う緊急要望書」

- 第2次 平成7年3月8日 大阪国税局長等宛

「阪神・淡路大震災に関する税務上の取扱い等に関する緊急要望書」

- 第3次 平成7年4月28日 大阪国税局長等宛

「阪神・淡路大震災に係る税務上の取扱いに関する緊急要望書」

- 第4次 平成7年10月12日 大阪国税局長等宛

「阪神・淡路大震災に関する緊急要望について」

- 平成7年2月8日 兵庫県知事・兵庫県下市町長宛

「地方税の申告・納付等の期限延長措置についての緊急要望」

- 平成7年12月1日 被災地10市11町長宛

「『災害減免制度』（地方税法・条例）についてお尋ね」を提出

- 平成8年2月2日 被災地10市11町長宛

「被災地における個人住民税について『雑損控除』と『災害減免制度』の選択に関する取扱いについてお尋ね」

2 日税連会長に対し、法務省に「被災地の中小会社の最低資本金達成猶予期限（平成8年3月31日）の延長についての要望書」を提出すべき旨要請

（これらの内容については、第八編資料参照）

別表 1

阪神大震災救援対策本部 （平成 7 年 1 月20日設置）

本 部 長（会 長）	森	金次郎		
副 本 部 長（副会長）	春 好 幸 雄	佐 藤 裕 志		
	坂 本 稔 男	井 上 悦 治		
	市 川 仁 三	西 口 幸 雄		
統括本部員（専務理事）	弓 岡 隆 巳	岡 村 忠 弘		
本部員 （常務理事）				
総務担当	外 村 源太郎	久保田 勇	奥 田 実	
財務担当	池 田 隼 啓	上 月 英 子	八文字 貞 和	
	溝 端 昭 雄			
業務担当	北 野 博 也	高 野 正 康	亀 井 常 可	
	小 寺 桂太郎			
税対担当	池 田 茂 雄	渡 邊 省 三	宮 口 定 雄	
広報担当	和 田 昇	那 須 賢	山 川 和 男	
税政連担当 （幹事長）		杉 上 七三夫		

別表 2

阪神・淡路大震災対策特別委員会 （平成 7 年 6 月22日設置）

委 員 長	北 野 博 也		
副委員長	境 一 燦	佐 茂 慶 治	西 田 隆 郎
委 員	南 中 平八郎	佐々木 政三郎	金 田 福 子
	小 川 典 彦	佐 藤 庸 安	由 岐 透
	池 田 進	善 國 高 豊	大 西 廣 美
	林 浩 嗣	吉 田 哲 哉	谷 口 清

別表 3

被災地域等の「税金よろず相談」実施状況

平成7年1月27日～2月15日（一部22日まで）

日 程	日 数	場 所	従事人員
1月27日～2月15日	20	兵庫県南部中小企業総合相談所 （兵庫県・（於）神戸ハーバーランド）	42
1月27日～2月22日	26	緊急市民相談 （神戸市・（於）神戸外国語大学）	64
2月6日～2月10日	5	暮らしの相談 （毎日新聞社・キャラバン隊）	5
2月6日～2月15日	90	9 納税協会（よろず相談所） 〔神戸・灘・須磨・兵庫・長田・芦屋・西宮〕 〔伊丹・洲本〕	228
2月6日～2月15日	10	移動相談所（学校等避難場所10所） （マイクロバスによる）	40
2月6日～2月15日	10	本部・税のホットライン	100
2月7日～2月15日	9	神戸支部事務局（ホットライン）	27
計	170日	24 所	506人

平成7年2月16日～3月31日（本部・税のホットラインは4月28日まで）

日 程	日 数	場 所	従事人員
2月16日～3月31日	35	本部・税のホットライン（継続）	187
2月16日～3月31日	31	神戸支部・税のホットライン（継続）	72
2月16日～3月31日	42	兵庫県南部中小企業総合相談所（継続）	67
2月16日～3月15日	20	芦屋納税協会	96
2月16日～3月15日	20	長田納税協会	58
2月16日～2月28日	13	移動相談・読売新聞社	13
2月16日～3月5日	18	移動相談・毎日新聞社	18
2月16日～3月7日	14	神戸納税協会	47
2月19日～2月24日 27,28日	8	兵庫納税協会	16
2月20日～2月28日	7	三田市民会館	34
2月20日～3月15日	18	尼崎酒販会館	126
2月20日～3月31日	29	北還付センター	251
2月20日～3月31日	29	梅田スカイビル	57
2月20日～3月31日	29	鴻池ビル東館	57
2月20日～3月15日	18	豊能納税協会	25
2月20日～3月15日	18	山陽電鉄・明石駅	35
3月8日～3月15日	6	阪神パーク	58
4月3日～4月28日	20	本部・税のホットライン（継続）	40
計	375日	17 会 場	1,257人

別表 4

兵庫県住宅総合相談所

兵庫県住宅建築総合センター

(平成7年4月～平成8年3月)

相 談 所 名	日 数	場 所	相談曜日	
神 戸 中 央	92	神戸市中央区東川崎町1-1-3 災害復興総合相談センター (神戸クリスタルタワー5F)	日・水(祝祭日を含む)	
三 宮	89	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル2階	火・金	祝 祭 日 は 休 み
神 戸 西	82	神戸市長田区浪松町3-2-5 県西神戸財務事務所敷地内	月・木	
東 灘	90	神戸市東灘区住吉東町5-2 東灘区役所北側	水・土	
芦 屋	88	芦屋市松浜町4-4 芦屋公園内	月・木	
西 宮	92	西宮市櫛塚町2-20 西宮商工会館2F	火・金	
宝 塚	88	宝塚市栄町2-2-1 阪急宝塚駅前ソリオ3 5F	月・木	
尼 崎	89	尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市役所内	水・金	
淡 路	90	津名郡北淡町富島401 北淡町民センター内	月・水	
9 会 場	800日	1日1人担当 執務時間：午後1時～同4時		



本部で実施の税のホットライン、テレビCM放映中は電話が鳴り続いた。(H.7.2.6～15)

別表 5

「税金・法律・融資の無料相談所」

(7 納税協会)

納税協会	開設月日	執務時間	派遣人員
神戸納税協会	4 / 19 5 / 1 5 / 2 5 / 10 5 / 19 5 / 23 5 / 26 5 / 31	13 : 00 ~ 16 : 00	1 3
	4 / 14 4 / 18 4 / 25 5 / 9 5 / 15	14 : 00 ~ 17 : 00	
灘納税協会	4月5日～5月31日 毎週水曜日(祝日を除く)	13 : 00 ~ 16 : 00	8
須磨納税協会	4 / 11 4 / 17 5 / 18 5 / 23 5 / 29	10 : 00 ~ 12 : 00	8
	4 / 24 4 / 28 5 / 12	13 : 00 ~ 16 : 00	
兵庫納税協会	4 / 5 4 / 10 4 / 19 4 / 27 5 / 11 5 / 17 5 / 22 5 / 31	13 : 00 ~ 16 : 00	8
長田納税協会	5 / 2 5 / 8 5 / 11 5 / 15 5 / 18	13 : 00 ~ 16 : 00	5
西宮納税協会	4月4日～5月30 毎週火・金曜日(祝日を除く)	13 : 00 ~ 16 : 00	1 6
芦屋納税協会	4月12日～5月24日 毎週水曜日(祝日を除く)	13 : 00 ~ 16 : 00	6
計			6 4

別表 6

被災者のための「広域申告相談センター」

日 程	日 数	場 所		従事人員
平成 8 年 2 月 1 日～ 3 月 15 日	31	被災地	西宮北口センター	778
			J R 三宮センター	235
			板宿センター	234
		大阪市内	中央会場（エビスビル） キタ会場（大阪駅前第 1 ビル） ミナミ会場（なんばウォーク） ※ ミナミのみ2/22休み	93 256 80
計	185日	6 会場		1,676人

相談件数 19,072 件

別表 7

大震災被災地域支部（13支部）における申告相談」

（平成 8 年 2 月 15 日～同 3 月 15 日）

項 目 支 部	会 場 数	従事税理士延日数	処 理 件 数
豊 能	9	4 0 0	5,5 2 4
神 戸	5	2 6 6	1,6 4 1
灘	2	1 9 6	2,1 8 1
須 磨	5	3 3 5	4,8 5 6
兵 庫	8	3 9 9	5,6 0 0
長 田	3	2 4 0	1,5 7 8
芦 屋	4	3 1 5	1 1,9 2 8
明 石	6	3 3 0	4,0 5 9
西 宮	6	5 4 0	1 8,1 6 1
尼 崎	9	4 6 7	5,7 4 6
伊 丹	7	2 3 0	2,3 8 7
洲 本	1 1	8 4	6 2 3
三 木	5	6 0	5 4 2
計	8 0	3, 8 6 2	6 4,8 2 6

2

支部の対応・施策



被災地支部に於ては、本部の方針に基づいた支部の対応に加え、支部独自の会員への支援施策がとられた。震災当日や、直後の支部の状況はどうであったか、具体的にどのような施策が行なわれたか等の項目について、被災会員が存在する37支部に次の内容で報告を求めた。

- ① 被災直後の役員等との連絡（安否確認等）状況と、被災対応を議題とした役員会の開催状況について。
 - ② 被災直後に支部として行った対応策について。
 - ③ 被災後の支部運営の基本方針について。
 - ④ 上記③における具体的施策について。
 - ⑤ 今後の防災対策について。
 - ⑥ 支部事務局の被災状況と修復費用、移転の状況、機能回復までの状況と期間。
- 報告の内容は、表現や様式に差異があり、次の方針により収録した。
- (1) 被災地支部を代表して、神戸支部からの報告全文を掲載する。
 - (2) 比較的軽微な被災支部ながら、被災地に住居のある会員を擁し、あるいは被災地への救援活動を積極的に実施した支部を代表して、東支部からの報告全文を掲載する。
 - (3) 各支部から報告があった項目については、主要部分を抜粋し支部ごとに掲載する。

- 1 被災直後の安否確認と役員会の開催状況
- 2 被災直後の支部の対応
- 3 被災後の支部運営の基本方針
- 4 具体的施策
- 5 今後の防災対策
- 6 支部事務局の被災状況等

1

被災直後の安否確認と
役員会の開催状況神戸
支部

(1) 正副支部長会の開催状況

支部長は地震発生直後から副支部長等の役員に連絡をとったが、4人の副支部長の内3人に連絡がとれたのは1月19日の夜であった。

1月25日に正副支部長会を開催することを決定し、その時迄に各人が支部会員の安否情報をできるだけ多く収集することとしたが、交通や通信の途絶えた中での被害状況の確認は、まったく予想すらもできないような状態であった。

1月25日の正副支部長会は比較的被害の少なかった副支部長の事務所で開催し、次のことを決定した。

- ① 神戸支部震災対策本部を設置する。
- ② 支部会員の被害状況の確認を至急実施する。
- ③ 税制についての緊急要望書を作成し、本部を通じて関係官庁に要望する。(当日中に作成し本部へ提出した)
- ④ 兵庫県、神戸市より依頼のあった相談所に税理士を派遣する。
- ⑤ 支部事務局に連絡係として、役員等が交代で詰める。

(2) 事務局の使用状況

支部事務局の室内は片付けて使用できた。事務局職員宅が全壊で遠方へ避難しており、出勤不可能のため、合鍵を複数作り、

〈役員会開催状況〉

回数	年 月 日	内 容	会 場	出席者数
9	7・2・14	・阪神大震災対策会議設置の件 ・り災納税者に対する税務相談の件 ・事務局詰め当番の件	神税ビル 4階	31名 外 2名

役員を中心に支部会員が交代で事務局に詰めることにした。このことにより会員の被災状況の確認や情報収集もできやすくなった。

当番は午前10時より午後3時頃まで詰め、その日の連絡事項や安否情報等を「事務局当番メモ」として記録した。

(3) 会員の被災状況の把握

本部が調査した会員の被災状況報告書により、税務相談員の担当依頼を行っていたが、当初の連絡場所がその後が変わったり、被害の状況も時間の経過とともに変更されていることが多く、支部で被災状況を再確認することとした。2月1日に全支部会員に「被災状況調査協力依頼」を発送し、その調査票の第一次集計を2月13日に行い、集計結果を3月6日本部に報告した。全支部会員にも集計表を発送した。

(4) 役員会の開催状況

震災後の第一回役員会を2月14日の午後1時30分より開催することを2月1日に決定し、支部幹事40名と支部監事2名に通知した。

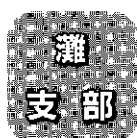
通知文書が到着するのか、又、交通アクセスの問題等で出席できるのかどうか危ぶまれたが、役員会の当日は幹事31名、監事2名の出席があった。

出席者の服装は普段の役員会とは全く異なって、スポーツシャツにジャンパー姿や、スニーカーにリュックサックを背負って出席し、それぞれの無事を確認し合った。

役員会の開催状況は次表のとおりである。

10	7・3・27	・慶弔規程第4条（災害見舞金）の件 ・阪神大震災による近税会神戸支部会費免除の件 ・震災税務相談担当者に対する謝金の件	同 上	26名 外 1名
1	7・4・21	・阪神大震災による近税会神戸支部会費免除特別規程の件	同 上	27名 外 1名
2	7・5・18	・阪神大震災による近税会神戸支部会費免除特別規程の件	同 上	23名 外 2名
3	7・7・3	・シンポジウムの件 ・「改正税法について」研修会の件 ・震災後の税理士業務に関するアンケート実施の件	兵庫県教育会館 4階	37名 外 2名
4	7・9・4	・兵庫県自由業団体連絡協議会による合同相談会開催の件	神税ビル 4階	31名 外 1名
5	7・10・2	・平成7年分確定申告期の税務相談援助等の件	兵庫県教育会館 4階	30名 外 3名
6	7・11・1	・「雑損控除及び資産損失にかかる翌年の処理等について」 の研修会開催の件 ・税理士記念日の諸事業の件	神税ビル 4階	28名 外 5名
7	7・12・8	・平成7年分確定申告時期の被災者のための税務相談所開設の件	ポートピアホテル ダイヤモンドルーム	31名 外 2名
8	8・2・2	・税理士記念日の税金110番の電話相談員に対する謝金の件 ・榊大丸神戸店主催の「1月17日は防災を考える日」のキャンペーンに相談員派遣に伴う謝金の件 ・兵庫県自由業団体による被災者に対する合同相談会開催の件 ・兵庫県自由業団体による震災復興アドバイザーの協力体制に関する実務者事前打ち合わせを行うに当たって ・震災税務資料集の取り組みの件	神税ビル 4階	27名 外 1名

（外書は支部監事・本部理事）



① 被災直後の支部役員等との連絡状況

当時の会員数59名、うち42名が被災。また、役員9名中6名が事務所等全壊。そのうえ、比較的被害の軽かった支部長が病氣入院（平7.4.1副支部長が支部長代行となる。）、副支部長2名は、何れも事務所兼自宅が全壊となった。

辛うじて全壊を免れた役員が、震災当日、役員等を個別訪問し、安否を確認した。

また他地域へ避難した役員もいて、連絡もできなかった会員もいた。

たまたま近くに居た副支部長2名が、随時担当幹事を交えて連絡を取りあったという状況だった。

② 役員会の開催状況

平7.2.2 灘納税協会 9名出席

平7.3.23 同 7名出席



① 役員会の開催状況

平6.12.19 7年1月27日に開催する確定申告期の説明会・研修会の案内状発送。

平7.1.20 7年1月27日開催予定の説明会・研修会について善後策を協議し、中止文書を発送することを決定（3名出席）

平7.1.24 確定申告期の割振り並びに説明会・研修会の中止文書発送。

支部会員の安否の確認と損害の程度を調査することを決定。しかし電話の通話状態がきわめて悪く、不在の人や避難先不明

等のため、確認するのに日時を要した。(3名出席)

平7.2.14 垂水漁港ビルで支部役員会
19名出席

- 確定申告期における割振の承認について。
- 被災会員の被災状況申出書を提出するように説明。
- 支部選挙管理委員3名の委嘱について。

平7.3.31 市立高丸地区福祉センター
支部役員会 18名出席

- 第15回定期総会の打合せ検討。
- 震災被害者に対する見舞金支給について。
- 震災被害者の未確認者と、被災状況申出書の未提出者について検討。

緊急を要する事案については、正副支部長で決定し、役員会で事後承認を受けるようにした。



① 被災直後の支部役員等との連絡状況

通信網の混乱のため、当初はごく一部の役員としか連絡が取れなかった。また交通機関不通のため、役員会開催も不能であった。

震災後数日経って支部事務局に比較的近い役員、交通手段のある者若干名で、林、小島両副支部長及び鈴木総務委員長を中心に災害対策担当を決め、会員の安否確認に取り組んだ。

② 役員会の開催状況

平7.2.20 役員会

- 支部会員の被災状況報告
- 被災会員への見舞金支給の件
- 特別法成立後の税法研修会開催の

件

○今後の税務相談について協議



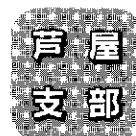
① 被災直後の支部役員等との連絡状況

被災直後は、役員の大半が連絡不能、最初に連絡のとれた総務委員長とともに支部会員の安否確認・被災状況の情報収集に努めた。

② 役員会の開催状況

平7.2.15 長田納税協会 13名出席

- 支部会員の被災状況
- 平成6年度分確定申告期の税務援助事業について
- 阪神大震災に係る所得税等説明会の開催について



① 被災直後の支部役員等との連絡状況

震災直後は、通信・交通の途絶に加えて被災会員が他の場所に避難しているため安否確認は困難を極めたが、震災発生当日より可能な限り実施した。

副支部長3名が手分けして、①会員と直接連絡出来た者 ②会員相互の間で安否情報を確認済の者 ③前記以外の未把握の会員は、自転車・バイクを利用して会員宅や事務所を回り一人ずつ状況を把握した。

また、自宅等に避難先を表示したメモ等も参考にした。

平成7年2月10日現在の被害状況の確認と併せて支部電話連絡網の整備を行い会員に送付した。

② 役員会の開催状況

支部役員15名の内、自宅の全壊6名、半壊3名と過半数の者が被害を受け、地域外に避難している役員もあり、全員が出席することは不可能であり、開催する場所もなく、最少の役員で随時開催した。

平7.1.19 支部長事務所の付近路上にて
1月26日開催予定の平成6年分
所得税確定申告に関する打ち合
わせ会の中止決定。(支部長・担
当副支部長・税務対策委員長)
会員に伝達方法がないので、
開催予定会場に掲示した。

平7.2.1 税務署内にて
2月3日に緊急研修会を開催
することに決定。
研修項目は兵庫県南部地震に
関する税制上の取扱いについて。

平7.2.3 芦屋支部災害対策本部を設置
し、被災会員の今後の対策に努
めることとする。
本部長 大藪千代子先生
研修会開催、参加者50名。同
日、納税協会と協議。

地区納税相談の中止決定。(支
部長ほか研修会に出席の役員)

平7.2.10 納税協会にて、広報委員会開
催。

支部広報“Ashiya”の号外
を発行する。

(支部長・担当副支部長・広
報委員長)

平7.2.13・15・16・23

税務署にて

税金なんでも相談の打ち合わ
せ。

(支部長・担当副支部長・税
務対策委員長及び、税務対策委
員3名)

平7.2.28 納税協会にて、震災税務の研
修会開催。



① 被災直後の状況

1月17日から22日迄は、電話
不通等のため、一部の役員・会
員の安否確認にとどまった。

平7.1.23 正副支部長会開催の予定であ
ったが、交通網途絶のため中止。

平7.1.28 正副支部長会 於事務局
4名全員出席、今後の対策を
協議

平7.2.1 幹事会 於事務局
11名中10名出席
各役員が分担して全会員の被
災状況の調査を決定

平7.2.24 幹事会 於事務局
11名全員出席
全会員の安否・被災状況を把
握、震災関連情報の収集

震災直後は、電話・交通網の不全のため
役員会としての機能を果し得ず、2月に入
ってからようやく動き始めたといった状況
だった。



① 被災直後の状況

1月17日12時頃、当支部の細
川副支部長が危ないとの連絡を
受け、直ちに自転車で行こうとするが道路
は亀裂し、ひび割れがひどく、また建物が
倒れて道を塞ぎなかなか通ることができず、
今更ながら震災の大きさに驚いた。

あちこちの道路を迂回して漸く細川先生
の自宅に着いたが、1階はつぶれ2階がそ
のまま1階になっているような状況で、壊
れた窓から中を覗くと家の中は無茶苦茶に
なっていた。近くの人に消息を尋ねると、
ご主人は落ちてきた梁の下敷きになりお亡
くなりになった、奥さんは必死で逃げられ
たが、少し怪我をされ救急車で病院へ行か
れたとのこと、余りのひどさに吃驚した。

このような状況をみると他の会員の先生の安否が気になり、家に帰るなり幸い電話は通じていたので早速役員の先生方に電話をし、安否を問い合わせた。電話が通じないところは近くの先生に調査をお願いした。また連絡の付かない先生のところは、自宅まで行き、近くの避難所等へ調査に行った。

細川先生以外では亡くなられた方、大きな怪我をされた方はおられず、ひとまず安心したが、自宅や事務所が被害にあわれた方は相当居られた。

1月24日には、本部より森会長、弓岡専務理事が震災見舞に来西、会長以下想像していたより西宮の被害が大きく吃驚しておられた。

また、1月30日緊急に役員会を支部事務局で開催したが、23人の出席があり役員先生方の元気な顔を見たところ思わず胸が一杯になり、挨拶の途中で涙ぐんでしまった。欠席者の方も無事との連絡を受け一安心した。

尼崎支部

① 被災直後の支部役員等との連絡状況

被災直後は交通、通信網が寸断され連絡に難渋したが、困難のなか電話で連絡をとりあって各役員の安否を確認した。

② 役員会の開催状況

平7.2.1 会員の事務所や自宅の被災状況並びに会員、会員家族、事務所職員、その家族の被災状況や死者、負傷者の有無、それらへの見舞方法等、阪神淡路大震災に関する諸案件について協議した。

平7.2.7 ファックスで書面審議。各役員の意見をもとに、阪神淡路大

震災被災に伴う税務処理等に関して特別研修会開催を決定した。

(特別研修会開催 平成7年2月17日)

平7.3.27 被災者に対する税務援助のため、当地域所在の各種団体への会員派遣を決定。

伊丹支部

① 被災直後の状況

大震災当時の役員は、伊田哲夫支部長が入院加療中であり、また、交通、通信の不通、被災等の事情から全役員の参集が困難であったから、主として支部長代行の奥智弘副支部長、小田長正、谷本方彦両副支部長、倉本勝平総務、奥村実経理担当幹事の5名により被災対応策を決め、これを全役員に連絡、了承を得ることとした。

② 役員会の開催状況

平7.1.19 於伊丹第一ホテル
出席状況 11名

平7.1.24 於倉本事務所
出席状況 6名

平7.2.1 於倉本事務所
出席状況 6名

平7.2.6 於伊丹税務署
出席状況 13名

平7.2.15 於伊丹財務事務所
出席状況 92名

平7.3.2 於伊丹納税協会
出席状況 6名

平7.3.7 於倉本事務所
出席状況 5名

平7.3.23 於伊丹第一ホテル
出席状況 6名

洲本支部

① 被災直後の状況

震災当日、午前10時より納税協会で、税務署幹部を交えての

会合を予定していた。

しかし、淡路島北部（北淡町）を震源地とする大地震の発生で、島外より出勤の署員は出勤できず、島内北部（津名郡）の会員も全員欠席ということで、会合は流会。

その後、淡路島北部を震源地とするとのニュース報道があると、島外に居る身内や親戚・友人等からの問い合わせ、お見舞の電話が殺到、地震発生後1週間程で漸く平常に戻った。

島内では、津名郡の一部会員と連絡がとれなかった以外、洲本市と島南部（三原郡）は、被害が少なく連絡もとれ、被災状況も把握でき、支部会員全員の無事が確認できた。

② 役員会の開催状況

平7.1.24 全体会議（2名欠席）

確申期申告相談割当等を議題。
情報交換、全員の被災状況を把握できた。

平7.2.3 役員会、8名全員出席、於納税協会

震災に伴う税務相談体制及び被災会員への支援について



① 役員会の開催状況

平7.1.23 署・支部懇談会、支部役員会

阪神淡路大震災の被害状況の把握、救援活動について協議。
対応について正副支部長会に一任。

平7.2.3 正副支部長会

1. 本会の義援金募集に対しての協力
2. 被災会員に対するお見舞い
3. 一般被災者に対し地域住民としての義援金

平7.2.16 支部役員会

阪神・淡路大震災の対応策

平7.4.1 支部役員会

阪神・淡路大震災の救援活動の総括



① 被災直後の支部役員等との連絡状況

被災直後、総務担当副支部長が支部長等と連絡をとるが、電話不通のため連絡できず。

取り敢えず支部事務局に自転車で出向く。
書庫、衝立て等が破損していたが被害少なく、午前中で作業を終える。

当初、役員間も連絡とれず、また、各々関与先への対応に追われ、会員情報確認まで相当の期間を要した。

② 役員会の開催状況

平7.1.19 支部長・総務担当副支部長、対応打合せ

平7.1.30 正副支部長会、対応打合せ

平7.2.10 正副支部長会、確申期事業を含め今後の対応を協議

平7.2.18 臨時役員会 以後の対応を協議



① 被災直後の状況

平成7年1月17日大震災当日は東支部の会員を対象とした新年経済講演会、所得税説明会及び会員懇談会の開催日であり、会員も約150名出席の予定であった。

震災発生後は通信、交通網等が麻痺状態になり、地震災害に関する正確な情報が得られなかった。

東支部としては直ちに会合の中止を決定し、支部長以下担当役員が手分けして開催予定会場及び出席予定会員に対し、会合中止の連絡をとった。経済講演会の講師が東

京より伊丹空港まで来られていたが、急遽引き返して頂いた次第である。震災発生後は電話通信が困難であったため、会員の被災状況、安否の確認等は全くできない状況だった。

平成7年1月19日震災直後ではあったが、新年度第1回の正副支部長会及び東税務署幹部との支部懇談会を開催し、震災に関する情報交換をし、支部としても早急に被災会員の確認に全力を尽くすことを決定した。



① 被災直後の状況

会員の事務所には被害なし。被災地に自宅のある支部会員の被災状況について、電話や会員からの情報によって安否確認。

② 役員会の開催状況

平7.1.26 正副支部長会

支部会員被災者のお見舞等について



① 被災直後の状況

平7.1.20の「新年税務懇談会」の開催準備を進めていたが、大震災により、開催すべきかどうかについて、先ず会員の安否確認を兼ねて出席の可否を尋ねた。

結果は、家屋の損傷はあったが、人命にかかわる被害はなかった。

懇談会の席上、本部からの義援金募集があった場合の協力要請をした。この場で2万円ずつ集めようとの意見もあったが、本部の動きを待つこととなった。

② 役員会の開催状況

平7.2.3 正副支部長会 5名出席

○阪神大震災対策について



① 役員会の開催状況

開催日 平成7年1月18日

場 所 支部長事務所

時 間 午前9:30~12:00

出席者 支部長 副支部長 8名

議 題 ○会員被災者の確認

○会員被災状況の情報収集

○支部主催新春懇談会の中止。

正副支部長会議

開催日 平成7年1月26日(木)

場 所 南納税協会 会議室

時 間 午前11時~午後1時

参加者 支部長 副支部長

議 題 ○被災地域に居住する会員に対し被災状況報告をもとめる文書の発送

○被災地会員に対し見舞金贈呈(会員12名に対し各2万円)



① 役員会の開催状況

平7.1.17 浪速税務署12名

正副支部長並びに幹事

に連絡 翌日の「確申説明会、冬季懇親会」の実施可否について協議

平7.1.18 春田支部長事務所

正副支部長会 4名

本日予定の確申説明会は開催実施、冬季懇親会は中止することを決定

会員被災状況調査

電話連絡網による申し出要請と会員名簿による被災地在住会員事務所への電話問合せ

平7.3.23 正副支部長会 6名

罹災会員援助金交付申請



① 役員会の開催状況

平7.1.20 支部会館 総務委員会 3名

○支部会員被災状況、把握方

法等について

- 平7.1.24 支部会館
○被災状況報告書を往復ハガキにて支部会員に送付
- 平7.1.26 支部会館 厚生委員会 7名
○支部会員消息確認について
○見舞金及び義援金について
- 平7.1.27 支部会館 正副支部長会 9名
○支部会員の被災調査について
○読売新聞社主催の「移動相談所」へのボランティア活動の参加について
- 平7.1.31 支部会館 総務委員会 3名
○被災報告書集計
- 平7.2.10 支部会館 厚生委員会 7名
○災害見舞金について
- 平7.2.14 支部会館 正副支部長会 8名
○被災状況報告
○災害見舞金について
○災害に伴う特別研修会開催について

福島支部

- ① 被災直後の支部役員等との連絡状況
○三田市在住の副支部長との連絡つかず、その後連絡とれるも大阪へ出てくるのは困難とのこと。
- 役員全員が一堂に会しての役員会は不可能だったので、電話連絡により正副支部長で次のことを確認。
- 会員・家族の安否確認、自宅及び事務所の被災状況の把握に全力を挙げる。
- 死傷者なし、自宅の全壊、半壊等多数あることが判明。
- その後、本部からの依頼で、会員に対しファックスによる被害状況報告を求め、又被災会員の転居先確認に努めた。

大淀支部

- ① 役員会の開催状況
平7.1.19 正副支部長にて状況の把握方法及び今後の対応策協議

東淀川支部

- 平7.2.3 正副支部長会議開催
平7.3.1 正副支部長会議開催
- ① 被災直後の支部役員等との連絡状況
平7.1.20 正副支部長会 12時～13時 7名全員出席
○緊急連絡網の再検討
切替用FAX使用者名簿及び電話連絡専用会員名簿の点検
○7年4月実施の支部旅行の延期（結局7年度は中止）決定
○被災状況報告の照会文を発送
定例会及び確申期事業説明会、署よりの伝達及び改正通達等説明会 13時 会員151名出席。
○確申期税務相談の実施要領の説明は支部税対委員会が行った。
○確申期相談の割当表配布
○平成6年分確定申告の手引を無料配布
○被災状況報告書の提出依頼
○平6.12.31現在の会員数等
正会員307名、準会員26名、うち被災地居住者・正会員57名、準会員4名
- （注） 1月18日開催予定の署・支部懇談会は中止。
- 平7.1.31 現在の被災状況報告結果
正会員 307名中139名（144名）
準会員 26名中13名

	正会員	準会員
事務所一部損壊	24件	1件
自宅全壊	3(4)	1
同半壊	6(5)	1
同一部損壊	26	1
負傷者会員	5名	0
同 家族	3	0

平7.3.29 本部への被災状況報告の提出数

事務所一部損壊	3件	自宅全壊	4件
自宅一部損壊	9	自宅半壊	6
会員 軽傷	4名		

平7.7.26 支部慶弔規定により被災者へ見舞金（一律3万円）を、本人申出により贈る。

正会員 12名 準会員 2名



① 役員会の開催状況

平7.1.24 震災対応支部役員会
午後1時～2時 旭区民ホール

出席者 正副支部長、支部幹事全員

平7.3.29 震災対応正副支部長会

午前11時～ 福寿会館

出席者 正副支部長

平7.5.9 震災対応支部役員会

午前10時～ 三府すし

出席者 正副支部長、支部幹事全員



① 役員会の開催状況

平7.1.26 城東府税事務所、
出席者10名

当日、府税事務所において、確申期五者協議会が開催されたので、会議終了後、役員会を開催し、被災会員に対する見舞金の支給について検討した。



① 役員会の開催状況

平7.1.23 支部役員会

東大阪税理士会館

出席者 役員24名中21名出席

○支部会員の被災状況の把握

2 被災直後の支部の対応



① 事務局詰め

最初に確立させたのが、情報発信・受信基地として役員等の事務局詰めを行ったことである。1月26日から3月31日まで延べ126名の会員が事務局に詰め、常時4～5人が打ち合わせをしながら意志決定をしていった。なかでも会員の安否確認が最重要課題とされ、2月1日に「被災状況調査協力依頼」を会員に発送した。

② 会員への緊急連絡

その時々々の支部の状況、会員へ周知すること、協力の依頼、税務情報などを順次会員へ緊急連絡した。

〈第1回連絡事項 平成7年1月25日〉

- 支部の状況報告
- 本部を通じて関係機関への要望事項
- 県・市の緊急税務相談に対する取組開始
- 日税連義援金募集について

〈第2回連絡事項 平成7年2月1日〉

- 被災状況調査協力依頼
- 地区相談・ターミナル相談・市民相談室中止の通知
- 緊急税務相談派遣税理士の協力依頼
- 近畿税理士会主催による税務相談開催の通知
- 被災会員向けの特別融資の通知

〈第3回連絡事項 平成7年2月13日〉

- 確定申告書の受取り方法について、確定申告書の交付を税理士名で請求できるよう神戸税務署へ申し入れ、その結果をまとめた。

これについては、「事務局当番メモ」の2月9日に支部会員より「郵便事情等で届かないことも考えられるので、関与先の所得税確定申告書をまとめて取りに行ったところが、各納税者の委任状を持参するように言われた。納税者・税理士・税務署の信頼関係から、あまりにも杓子定規ではないか。署に善処方お願いしたい。」の連絡が入っていた。さらに2月10日のメモ「前日の支部会員からの申し出につき、境一燦支部長より、神戸税務署個人1統官へ申し入れ10時半、税務署から善処方の回答あり11時」と記載されている。会員の要望に対し、税務署の決断の早さに感心させられた。

③ 税務相談を実施

1月27日には兵庫県と神戸市の税務相談に税理士を派遣しているが、人の手配では大変な苦勞であった。相手の被災の状況がわからないまま「神戸市産業振興センターに行ってくださいませんか」「神戸外大に行ってくださいませんか」と頼むが「こんなに被災を受けているのに行けませんよ」と怒られることが度々であった。「お医者さんは人命救助をしていますよ、弁護士さんは法律相談を開始していますよ、是非お願いします」と税務援助対策委員長のねばり強い説得が続けられた。さらに自宅が垂水区や西区にある兵庫支部、須磨支部、明石支部の会員、加古川支部や姫路支部の会員に依頼をした。

税務相談についても、まだ国税局の方針がでていないため、具体的な回答を出すことができず、「まだ申告をしなくてもいいで

すよ、帳簿や証憑が焼失したからと言って悩まなくてもいいですよ、災害がやんでから2ヵ月後の申告ですから等々」納税者の心のケアだけをすればよいという状況が2月下旬まで続いた。

④ 研修会の開催

3月9日には会員に対し研修会を開催した。また、また「事務局当番メモ」によれば、2月16日副支部長が「午後4時30分 神戸税務署個人1統官来所 今回の災害立法が確定したあと、立法内容を税理士会会員に対し説明する方法を考えてほしいとのこと」と記載されているのに対し、20日に副支部長が「大震災に伴う研修会開催決定平7.3.9(木)PM1:30~5:00 兵庫県教育会館 神戸税務署 資産 所得 法人 源泉 担当者」と記載があり、その日のうちに案内文を発送した。参加者は287名(当時の会員数404名、準会員14名)もあり、資料が全く足りない状態であった。

⑤ 会費免除制度の制定

神戸の被害が余りにも大きいこと、自宅や事務所が全壊、半壊の会員が多数いること、神戸市の経済が逼迫すると思われること等を考慮すれば、せめて支部の会費だけでも免除すべきとの考えから、3月27日の役員会に「支部会費免除の件」の議題を提出した。さらに議論を重ねた結果、4月21日の役員会で「阪神大震災による近畿税理士会神戸支部会費免除特別規程」が決議され、同日より実施した。その内容は以下のとおり。

〈阪神大震災による近畿税理士会神戸支部会費免除特別規程〉

(免除対象会員)

第1条 次のいずれかに該当し、支部長が承認した場合、近畿税理士会神

戸支部会費を免除する。

○ 阪神大震災により、収入が3割以上減少すると見込まれるとき

○ 阪神大震災により、関与先件数が3割以上減少すると見込まれるとき

○ 阪神大震災により、財産が3割以上減少すると見込まれるとき

(対象年度)

第2条 免除する支部会費は、平成7年度分及び平成8年度分とする。

(申請手続)

第3条 申請手続き等は各年度ごとに書面で行うものとする。

付則 1. この規程は、平成7年4月21日の支部役員会の時より実施する。



① 会員（家族を含む）の被災状況の把握につとめた。

② 会員のほとんどが、程度の差こそあれ被害を受けている状況のため、支部よりの見舞金は見送らざるを得なかった。

③ 役員のほとんどが、非常な被害を蒙ったため、一時支部運営も滞った。このためこれの正常化につとめた。

④ 5月の署支部懇談会を中止した。

⑤ 春秋のゴルフ大会及び秋の親睦旅行を中止した。



① 会員の安否の確認及びその損害状況の把握

② 確申期が迫っていたため、震災関連税法の取扱いについて出来るだけ多くの情報を会員に提供するために研修会を行った。

③ 確申期の税務署の被災者へ、納税相談などにどのように協力するか検討した。

④ 被災会員に見舞金を支給することを検討

した。

⑤ 被災状況申出書提出者については、り災証明書等を参考に、現場検証か電話による確認を行った。

⑥ 物的被害状況の判定の変更については、り災証明等により説明を求めて確認した。



① 災害対策担当役員により2月3日全会員に対し、被災状況について事務所、自宅、器具備品及び会員家族等に被災項目を分け具体的な被災状況報告の提出方を依頼した。

② 2月28日震災税務研修会

③ 融資について本部に要請



なによりもまず支部会員の安否の確認及び被災状況の把握を最優先させ、税務当局との連絡も密に行い、正確な情報収集にあたった。

また、その結果を支部会員被災状況報告書としてまとめ、平成7年2月22日、長田納税会館において支部会員60名の出席者に配布した。

なお、当日、かねてより税務当局に要望していた「阪神大震災に係る所得税等説明会」を開催した。



1月中 支部会員の安否確認、被災状況の把握に重点をおく。

本会と連絡、税務署との対応にもとりかかる。

2月中 震災関連情報の収集。各支部との連絡（2月17日、兵庫第一支部連開催）。確申、例年通り実行確認。

3月中 震災関連研修会開催（3月3日）

2月16日より3月10日迄、税対事業として確申実行。以後延長分はボランティアとして、会員より募集。

3月までの対応の重点としては

① 会員の安否確認、被災状況の把握

- ② 震災関連の税法上の措置、税務署との対応、本会との連絡

以上に絞った。



支部独自に被災状況の情報を入手し、支部慶弔規定に基づいて、見舞金を正会員2人、準会員1人に贈った。



- ① 会員の被災状況の調査、慶弔規定の一部改正を協議
- ② 1月31日 平田日税連会長、森会長、支部事務局をお見舞訪問
- ③ 2月1日 平口西宮税務署副署長、藤井所得1統括官と「税のよろず相談所」開設について打合せ。午後、本部の池田委員長と納税協会の「税の相談」について打合せ
- ④ 2月3日 日税不動産情報センターと不動産について打合せ
- ⑤ 2月6日 西宮税務署副署長らと打合せ
- ⑥ 2月8日 緊急役員会
相談所開設についての対応策を協議（日程、従事メンバー等を決定）
- ⑦ 2月24日 研修会（震災に伴う所得税雑損控除の取扱い等、150名出席）
- ⑧ 3月4日 支部役員会
本部に対する要望について協議
- ⑨ 被災地における「還付申告等税務相談」宝塚市商工会館他3ヶ所で実施、29日間、延べ348人の会員が従事
- ⑩ 支部事務局で「被災者のための税の相談所」開設、各新聞社、テレビ局へPR、西宮・宝塚両市役所の前に立看板によるPR20日間、延べ40人の会員が従事。



先ず、電話回線接続困難な中で、支部事務局を通じて各会員の被害状況の確認を行った。

その結果、当支部会員の被害は比較的軽微と判断し、後に交通、通信状態が好転するに

及んで、大きな被害を受けた会員が多数あることが判明したが、確申期も近いところから、地域への貢献を念頭に、被災者に対する税務援助に役立てるため、災害に関する税務処理の研修に力点を置いた。

一方、後に大きな被害を受けたことが判明した会員に対し、支部として細やかながら見舞金を贈った。



- ① 平7.1.19
イ. 先ず全役員に面会、電話等で連絡をとり、電話連絡網によって全会員の被災、安否の状況把握を依頼すること。（電話連絡網は各役員が会員12名程度を分担している。）
- ロ. 総務担当において、照会文書を全会員に発し、被害状況について回答を求める。
- ハ. 支部見舞金は、支部慶弔規定を準用して、事務所、住居を問わず全壊3万円、半壊2万円、一部損壊1万円とし最高3万円を緊急に支出、交付する。
- 二. 1月13日に新年例会で承認をうけた7年分地区納税相談の人別、日割表について、被災、負傷等でこれに従事できない会員は、その申出によって変更することとする。

以上を合意した。

- ② 平7.1.24
被災、安否等の照会文書の発送と、すでに電話連絡網、面接等で把握した状況の取りまとめ。
- ③ 平7.2.1
被災状況の取りまとめと、地区納税相談の人別、日割表の一部変更について協議。
- ④ 平7.2.6
申告期限延長に伴う相談従事人員の増員について検討し、被災関連の雑損控除の取扱い等について研修会を開催することの協

議。

⑤ 平7.2.15

雑損控除の取扱い等について研修会を開催。(講師 伊丹署個人一統官)

⑥ 平7.3.2

申告期限の延長に伴い、3月16日から5月31日までの地区納税相談会場と協力団体からの要請のある会員派遣について、人別、日割表を作成し、これを送付することの合意。(期限延長は特殊事情であり、この期間に従事する会員には、支部から交通費、昼食代として3千円を支給することを決める。従来は1千円である。)

⑦ 平7.3.7

本部からの被災状況に対する会員の回答が、支部で把握したその取りまとめ分とが相違するときは、本部報告のものに一致させること、およびこれに伴う支部見舞金の追加支出もあり得ることの合意。

⑧ 平7.3.23

本部へ会員の被害状況の報告、地区相談会場への納税者の来所状況の検討、協議をする。

○ その他

平7.2.5 会員Y氏の母が死去されて、平7.2.8(水)11時から神戸市西区竹野台の自宅で葬儀が行われるとのこと。通常であれば三宮から神戸地下鉄へ乗り換えを含め1時間程度と聞いていたが、当時はまだ鉄道・道路が寸断されていて、果たして時間に参列できるかどうか危惧されたが、とにかく間に合わせた結果

(伊丹---(JR)三田---鈴蘭台乗換---(神戸電鉄)押部谷---(神姫バス)西神中央駅)のコースで所要時間は3時間半から4時間とのことで、葬儀当日7時にJR川西池田で支部長代行と役員2名の3名が待ち合わせて、そのコース

で出発した。途中どの乗り換え地点でも乗降客で混雑し、とくに押部谷のバス待ちの人は溢れるばかりで、時間の切迫にお互いを揉んでいたところ、折良く帰りのタクシーを拾えて一同ほっとしたことであった。

焼香、見送りをすませ、昼食後、逆コースで帰途につき4時すぎに帰所したが、この1日の行動で痛感したのは、鉄道、道路、通信等公共機関の堅固な防災対策の確立と、速やかな復旧に全力投球をしなければ、国の経済的損失は計り知れないものがあるということであった。



① 2月6日～16日 税金よろず相談所、税のホットライン 於 浜崎納税協会

支部役員・税務援助対策委員が従事、PR不足もあって、相談者が少なかったのが残念であった。震災直後の混乱した時期に行うことがタイムリーであったかどうか反省すべき点である。

② 2月10・11日 県・新聞社主催による移動相談バスにて、激震地に巡回相談

③ 5月末日まで週2回 県主催の北浜町出張相談

④ 会員(47名)には、事務所、自宅に多少の損傷、人身事故なく、見舞金を贈る

⑤ 2月24日 震災税務研修会



① 会員被災者に対する見舞金の贈呈

丸山宏(正会員) 自宅損壊

古谷博治(準会員) 事務所損壊

中嶋邦夫(準会員) 事務所損壊

上記3名に各3万円見舞金贈呈

② 西脇市(西脇市福祉協議会)

義援金30万円

③ 会員全員に対して本部が行っている「阪神大震災の被災者に対する義援金拠出方お

願い」等に対する積極的な協力要請



役員会の決議にもとづき、支部会員全員に往復ハガキで被害のお尋ねを出し、また電話等においても被害の把握につとめた。なお半壊、半焼された会員に対してはその状況を個別に確認をした。

また、被災地域という事で、目前の確申期指導と並行し、「地震に対するよろず相談」を支部事務局に開設し面談、電話で市民への対応を行った。なお、この「地震に対するよろず相談」は5月25日まで実施した。

一方、会員より義援金を募り、豊中市、池田市、箕面市及び朝日新聞大阪厚生文化事業団へ贈呈を行った。

なお、直後よりの対応は

1月19日 支部長を中心に状況の把握と対応を相談

27日 本部への状況の報告

30日 正副支部長会にて対応を協議

2月10日 申告期に当たり、特別班の編成について正副支部長会にて決定

16日 地震よろず相談開始 3月15日まで

18日 臨時役員会にて地震についての方針を決定

21日 震災の被災者申告についての震災特例法の緊急研修会



当支部としては、会員の被災状況の把握を最重要課題と判断して、本部と連絡を取りつつ、被災会員の災害状況の確認について全力を投入して、そのリストアップに努めた。

被災会員のほとんどの人が事務所が大阪にあり、自宅が災害激基地区の近くにあったため、自宅損壊への対応に追われている状況であった。

したがって、被災会員の災害の程度は全く

把握できず、被害状況の届け出の提出までに相当な日数を要したが、震災後約1ヶ月半の間に徐々に災害の状況が判明し、自宅の全壊、半壊及び一部損壊の被害を蒙った会員より災害状況の届出書を提出していただき、自宅の建て替えが必要な会員22名に対し、1人5万円也の御見舞金を贈呈した。



① 新年講演会並びに新年懇談会
の中止

② 親睦囲碁大会並びにボウリング大会の中止

③ 支部会員の被災状況の把握と支部会員のお見舞い

④ 阪神・淡路大震災臨時特例措置の研修会の開催(7.2.14・21)

⑤ 税金よろず相談所(2.11~2.15、2.16~3.15、3.16~31)に延べ41名を派遣

⑥ 広域申告相談センターに延べ113名を派遣



① 平成7年1月20日開催の新年懇談会の会費免除の件

被災指定地域に居住する会員

は当日会費を免除した。

② 被災地域に居住する会員全員に見舞金としてそれぞれ3万円を贈る(平成7年2月19日)



① 平成7年1月21日 震災により死亡された会員配偶者の小野市の避難先での葬儀に正副支部

長2名参列。

② 平成7年2月13日~15日に本部の行った「税金よろず相談所」へ会員8名を派遣した。

③ 平成7年2月下旬 被災会員3名(全壊2、半壊1名)にお見舞金を各事務所に届ける。

④ 平成7年2月下旬 本部の行った震災義

援金募金の協力方を全会員に要請、相応の成果をあげた。

- ⑤ 平成7年2月24日 浪速郵便局2階ホールにおいて緊急研修会を開催（震災関連税法、源泉税の期限延長）出席者68名。
- ⑥ 平成7年4月10日 かんぽセンター5階会議室で税法研修会を開催（震災関連税法〈前回以降分〉と実務上の取り扱い）出席者55名



① 厚生委員会による被災状況の調査

② 被災会員へ災害見舞金

- ③ 新春研修会 支部会員有志による義援金募集。10万円を日本赤十字社に送金
- ④ 読売新聞社主催「移動相談所」へのボランティア募集。14名を現地へ1月26日より2月12日まで派遣



① 支部会員、準会員の事務所および自宅に電話にて、被災状況を把握した。



① 阪神大震災にかかる税法特別研修会

2月15日(水) 於・淀川府税事務所

東淀川税務署職員向けの研修会

13時～17時（2時間を2回）

支部会員に緊急連絡して、特別参加165名出席

- ② 同「住宅家財等に対する損害額の簡易計算」特別研修会

2月17日(金) 於・淀川府税事務所

東淀川税務署職員向けの研修会

14時～18時（1時間を4回）

当日、支部役員へ緊急連絡して特別に参加。20名

後日の「簡易計算」研修会の講師となる

- ③ 同「住宅家財等に対する損害額の簡易計

算」特別研修会の開催

2月23日(木)、24日(金)

於・淀川府税務事務所 会議室

いずれも10時30分～12時まで

2日間161名出席

（緊急連絡して開催通知した）

- ④ 対策本部への対応

○ 1月31日(火)

税金よろず相談所（移動相談）分

2月12日～15日の間

16名派遣者名簿の報告

○ 3月9日(木)

ホットライン本部当番分

3月16日～31日の間

11名派遣者名簿報告

○ 4月28日(金)

兵庫県住宅総合相談所開設に伴う相談員

の派遣要請（5月1日～31日の間）24名

派遣者名簿報告（実数13名）



① 会員の被災状況の支部会員への仮報告

平成7年1月24日開催の税務

懇談会に於いて次のとおり会員よりの被災状況を報告

イ. 本日までの受報告数 41名

内、被害なし 33名

被害あり 8名

ロ. 被害の内容

○ 事務所の被害など

什器類に若干の被害 1名

コンピューター損傷 1名

○ 居宅の被害

全壊 2名

半壊 なし

一部損壊 6名

○ 身体の被害

会員、軽傷 2名

家族、軽傷 1名

② 会員の被災状況の支部会員及び本部への報告

イ. 平成7年1月30日本部へ支部会員の被災状況報告

住宅 一部損壊 12名(含、会員軽傷者 1名)

全壊 2名(含、会員軽傷者 1名)

合計 14名(含、準会員 2名)

ロ. 平成7年2月27日開催の研修会に於いて会員報告に基づく被災状況報告

	会員数	報告数	(報告内容)	
			被害なし	被害あり
正会員	147	100	88	12
準会員	25	16	14	2
計	172	116	102	14

ハ. 平成7年6月2日開催の支部総会に於いて、本部へ提出された被災状況申告書に基づく報告をした。

自宅の全壊 2名

半壊 2名

一部損壊 2名

合計 6名

③ 義援金の募集

平成7年1月24日開催の税務懇談会の席上、会員より支部被災会員に対する義援金を、募金箱へ投入する方法により募集。

④ 支部被災会員への対策

平成7年1月24日の支部会員よりの募金と支部会計の資金を加え被災会員へ見舞金を贈呈

全壊会員 2名 各10万円

半壊等会員 4名 各3万円

⑤ 支部全会員に対する、税制上の特例措置

の周知等に関する取組み

○ 平成7年2月14日「兵庫県南部地震災害の被災者等に係る所得税等の対応について」を発送

○ 平成7年2月21日付で、「兵庫県南部地震災害の被災等に係わる所得税等の特別立法の研修会のお知らせ」を発送。

○ 平成7年2月27日 午後4時～6時 旭産業会館に於て、旭税務署担当者による研修会開催

○ 平成7年3月15日「第2次阪神・淡路大震災に関する税制上の対応についてのタックスアンサーコード設置について」を発送

○ 平成7年5月23日「阪神・淡路大震災の税務上の取扱いに関する要望書に対する回答書について」を発送

○ 平成7年5月末日「阪神・淡路大震災の税務上の取扱いに関する要望書に対する回答書について(第2次)」を発送



① 被災状況報告提出方要請

② 本部の義援金募集に対する協力方要請



① 1月29日開催予定の研修会及び新年会を研修会のみとし、新年会を中止した。

なお、当日研修会会場で義援金を募ることとした。

② 現地(神戸地方)の被災会員の状況に鑑み、税務相談及び確定申告の時期の応援に最大限協力することを決議した。

③ 支部として義援金20万円を本部に拠出することを決議した。

④ 会員からの義援金3,481,000円を本部に送付した。

吹田支部

- ① 平成7年1月20日 全体集会の会場において、全員に被害状況の報告用紙を配布し、被害状況を報告するよう支部長から説明を行なった。同会場において災害義援金を募集し、NHKを通じ日本赤十字社へ届けた。
- ② 全体集会に欠席した者に対し、被害状況の報告用紙を送付した。
- ③ 被害のあった者に対し、支部長が直接に電話し、お見舞い申し上げるとともに、被害状況の細部まで確認した。

3 被災後の支部運営の基本方針

神戸支部

- ① 平成7年度の基本方針
混乱から復興に向けての活動の中で、「会員の業務支援、被災地納税者に有用な情報の提供や支援施策」の基本方針を立て、各委員会が具体的な支援策や支援施策を企画立案した。
- ② 平成8年度の基本方針
直前の確定申告期の支援で当面の大きな事業は一段落したので、本年度の被災者に対する確定申告期に対する支援は、ほぼ山を越えたと理解しているが、「復興に向かっての被災者支援は、今後も継続的に取り組んで行かねばならない。」また「会員の業務支援についても、引き続き支部活動の課題として取り組んでいく。」さらに重点施策として、この震災の貴重な体験を、我々の将来、また他の税理士会の今後の資料として残していくことも私たちの責務の一端と捕え、「震災税務の資料集」を作成する。

瀬支部

- ① 平成7年度
会員の大半が被災。会員との連絡を密にし、被災された会員

が1日も早く、正常な職務が行なわれるよう、各委員会の運営において、これを反映させるものである。

② 平成8年度

大筋において平成7年度のとおり。

須磨支部

- ① 平成7年度
○ 被災した支部会員に対する見舞金の贈呈
○ 震災に伴う還付申告者等の被災者に対する積極的な税務援助の実施。
○ 雑損控除等の震災関連税法の取扱について会員に対して、周知徹底をはかること。

② 平成8年度

震災による被災者の救援措置等について、積極的な活動を推進する。

兵庫支部

- 確定申告期直前の震災であり、被災納税者への税務相談援助は当然の義務として実施しなければならぬとの前提のもとに対策を協議した。

支部会員の大多数が被災者であり、当面会員の被災状況を確認しながら、担当可能な会員数を把握しつつ税務署の設置した相談会場の規模に合わせた派遣要員の確保に努める。

- 被災会員への救済について当局及び本部に対し支部連絡協議会を中心に要請を行なう。

芦屋支部

- 阪神大震災後の復興に税理士として役立てるように、支部会員に適確な情報を提供し、税理士の社会的地位の向上に努める。

平成7年2月28日実施した平成6年分所得税確定申告の取扱い、その他各税の災害関係の処理方法の説明に基づき、3月より開始した「被災者のための税務相談」を最優

先業務とした。

明石支部

- 支部の機能の充実と被災者への対応。

尼崎支部

① 平成7年度

激動する経済情勢や高度情報化社会への対応もさることながら、阪神・淡路大震災の後遺症に対する幅広い援助対策等、多様な活動を行なう。

② 平成8年度

阪神・淡路大震災の混乱からようやく抜けだしたと思われるが、なお一部には、その後遺症に悩む会員や納税者もあり、その要請に応じて適切な援助活動を行なう。

会務については、会員相互の融和を図り、明確な運営を心掛ける。

洲本支部

① 平成7年度

目前に控えた確定申告期を、支部会員全員が被災者でありながら、税理士としての社会的責任を果たすべく協力することとし、被災者の心情を損ねることなく、この繁忙期を乗り切ることとした。また支部に寄せられた情報は逐一会員に連絡し、会員よりの情報はすべて事務局に連絡することとして、混乱を起こさないこととした。

西脇支部

- 救援活動の本部の対応策の全貌を把握し緊急の役員会を開催し、阪神・淡路大震災に対する支部としての対応について、当面する諸問題を協議決定した。

会員全員に対し、当該協議事項等の通知文書を発送し、協力を求めた。

- 役員会において、総会準備ならびに阪神・淡路大震災の救援活動等の総括をした。

豊能支部

- ① 平成7年度は特に阪神・淡路大震災の被災者に対し、適切な施策。

② 平成8年度は本来の基本に戻る。

会員の資質の向上及び業務の改善、職域の確保拡充を図る。

消費税改正および商法改正について会員への研修を十分に実施する。

地域社会への貢献。

東支部

- 従来、支部運営に関しては今回の阪神・淡路大震災の様な大災害を想定した防災対策は考慮していなかったが、今後は何等の形で支部運営の基本方針の中に防災対策マニュアルを折り込む必要があると思われる。

今回の大地震を貴重な体験として、支部運営上の基本的な指針として震災時の事務所の危機管理の対策を考慮すべきである。ただ立派なマニュアルがあっても災害に対する心構えは、事務所自体が徹底的に自助努力をして災害に備えるべきではないだろうか。

現在のところ、地震及び各災害の予知は殆んど不可能と思われるので、それを前提に平常から基本的防災マニュアルを作成しておく必要があると思う。

西支部

- 平成7・8年度においての重要な点は、阪神・淡路大震災による税務援助対策を重要課題として積極的に協力し、税理士に対する社会的要請に応えることを重要事項の一つとした。

港支部

- 連絡網を通じて会員に情報伝達

当支部では、従来より連絡網を作成しており、緊急を要する連絡事項は、全てこれを利用している。

○ 本部からの指示

本部からの指示に基づき対応する。



- 平成7年分個人確定申告期における税務援助対策について
阪神大震災被災地域納税者に対する救援対策としての「税金よろず相談所」派遣人員の選定（支部割当人員27名の確保）

上記はすべてボランティアとする。

全会員に対し要請文書を発送するとともに回答を求めた（年齢制限なし）。

- 平成7年分個人確定申告期における税務援助の見直し



- 近畿税理士会阪神大震災救援対策本部の方針に従い支部運営を行う。

- 税理士会の社会的責務として各種要請に積極的に取り組む。



- ① 平成7年度
さし迫った確定申告期の税務相談には、多数の来場者があることが予想されるので、会場の問題、人員の配置、署との協議等を数回行った。

② 平成8年度

前年度同様、確定申告期の税務相談には多数の来場者があることが予想されるので、前年度同様の対応のほか、税務署、地方庁に講師派遣を依頼し、研修に特に力を入れた。

また本部が行う「広域申告相談センター」担当税理士への応募を呼びかけるとともに、支部が行う税務相談にも例年以上の協力を要請した。

4 具体的施策



平7.1.25 正副支部長会を開催
4名出席 於 松枝事務所

近畿税理士会神戸支部震災対策本部を設置。

本部に対する要望

1. 災害損失を受けた場合の租税の減免、納税猶予等はその損失を受けた年分または事業年度に限らずにこれから以後申告すべき平成6年分または平成6年11月及び12月決算法人についても遡及して適用されたい。
2. 申告期限の延長を決定されたい。
3. 法人税法における所得税の還付、欠損金の繰り戻し還付の停止措置を解除されたい。
4. 被災税理士が関与する納税者の調査を見合わせることに。
5. 被災税理士に対する融資を早急に実行されたい。

平7.1.27 ~ 3.31 税務相談を実施「兵庫県南部中小企業総合相談所」於 神戸市産業振興センター 58名（内神戸支部57名）を派遣

平7.1.27 ~ 2.28 税務相談を実施「緊急市民相談」於 神戸市外国語大学 86名（内神戸支部40名）を派遣

平7.2.4 マスコミへの対応
サンテレビより震災関連番組

- に対する出演依頼があり、佐藤庸安副支部長が出演した。
NHKの取材に境一燦支部長が応じた。
- 平7.2.13 会員への緊急連絡
確定申告書の交付を税理士名で請求できるよう神戸税務署へ申し入れ、「確定申告書の受取り方法について」を発送
- 平7.2.16 税務相談を実施「税金よろず相談所」於 近畿税理士会神戸支部及び神戸納税協会 9名を派遣
～3.17
- 平7.2.20 税務相談を実施「還付申告等相談」於 神戸納税協会
～3.31 178名を派遣
- 平7.2.22 マスコミへの対応
～5.21 2月より神戸新聞に「震災Q&A」を1回、「震災経営相談」を5回近畿税理士会神戸支部名で掲載した。
- 平7.3.8 本部に対する要望
1. 本部会費の免除及び再建資金のための借入金利子の補給を要望
- 平7.3.22 本部に対する要望
1. 震災損失の法人税繰り戻し還付についての特別措置はその対象となる損失金額が今般震災による被災資産についての被害額に限定しているが、この規定については欠損金の全部に適用されたい。
- 平7.3.23 税理士業務委員会：「震災後の税理士事務所」座談会開催
- 平7.4.3 税務相談を実施 神戸市主催
～6.30 「緊急市民相談」於 神戸市勤労会館 25名を派遣。
- 平7.4.10 税務相談を実施 本部主催「税金、法律、融資の無料相談所」
～5.29 於 神戸納税協会 14名を派遣。
- 平7.4.10 税務相談を実施 NTT近畿相互扶助部主催「確定申告説明会及び個別相談会」於 神戸NTT会館 16名を派遣。
～5.29
- 平7.4.20 本部に対する要望
1. 雑損控除について、り災証明書の添付を必要とするとか、一部損壊についての簡易計算の取り扱いが税務署により異なる場合があるのでその内容を確認されたい。
2. 法人税等の申告期限の取り扱いを明確にされたい。
3. 債権償却特別勘定の形式基準について未決済手形も同勘定の繰入対象とされたい。
- 平7.5.15 会員への緊急連絡
「阪神大震災による近畿税理士会神戸支部会費免除特別規程」に基づき支部会費免除制度を全会員に通知をした。
免除申請があった85名について全員適用した。(平成8年度は50名)
- 平7.6.15 本部より受領した義援金のうちから、災害見舞金として全会員405名に15,000円を送金した(行方不明者2名を除く)。
さらに事務所または自宅が全壊の会員94名に支部慶弔規程に基づき災害見舞金20,000円を送金

した。

平7.6.25 会員に対し「阪神・淡路大震災に伴う被害状況アンケート」を実施し、200名の会員（事務所）から回答を得た。

平7.7.24 研修会の開催

「阪神・淡路大震災 金融・税務緊急シンポジウム」を税務相談研究委員会・税理士業務委員会・研修委員会と合同で開催した。

・場 所：兵庫県民会館

・参加者：147名

・講 師

金融問題

松田国民金融公庫審議官

橘兵庫県商工部金融課課

長補佐

税務問題

小田部神戸税務署個人課

税第一部門統括官

和田神戸市理財局主税部

税制課指導係長

富田神戸市理財局主税部

固定資産税課課税係長

佐藤近畿税理士会神戸支

部副支部長ほか

・佐藤庸安会員より、検討事項の提起がなされ、会場から数多くの質疑や事例が発表された。

・内容としては、雑損控除とりわけマンションの一部損壊の簡易計算など、取扱上の問題点が浮き彫りとなった。

また、住民税における、雑

損控除と災害減免の扱いについて、所得税とは規定が異なり、2年に亘って適用が受けられるケースがあることが確認された。

平7.8.10 研修会の開催

震災税務に関連する「改正税法のポイント」の研修会を開催した。

・場所：神戸市産業振興センター

・参加者：95名

・講師

神戸税務署 中野記帳指

導推進官・中井法人課税

第一部門上席調査官・西

村資産税部門統括官

平7.9.14 市に対する要望

神戸市税制課に阪神・淡路大震災に関する住民税について下記の要望を行った。

・神戸市理財局主税部へ境支部長・佐藤副支部長・佐藤税務相談研究委員長が訪問した。

・平成7年度の市民税については、平成6年分の確定申告の提出を延長している納税者や、確定申告を提出したが税務署で受理されていない納税者に対し、判明している所得を基に賦課しているが、市民税の期限延長は可能かどうかを申し入れる。

・これに対して、市民税の期限を延長希望の方は、申告

	及び納付の期限を平成 8 年 3 月 15 日まで延長できる旨の回答を得た。	司法書士 45 件
	・住民税の雑損控除と災害減免の適用について、もっと納税者に周知させてほしい旨を要望した。	
平 7. 9. 14	研修会の開催 阪神・淡路大震災により延長された相続税の申告期限（10 月 31 日）に対応するため「震災後の財産評価について」の研修会を開催した。 ・場所：神税ビル ・参加者：150 名 ・講師：寺岡資産税部門特別調査官	平 7. 10. 7 マスコミへの対応 NHK テレビ神戸放送局の「がんばろや阪神・淡路大震災」の番組に出演した。 ・出演者：佐藤敏充会員 ・内容：被災者の相談コーナーで、相続税について回答を行う。 「震災による相続税上の特例措置（申告期限、財産評価等）」 「相続税の納税猶予、延納、物納」
平 7. 9. 18	会員への緊急連絡 9 月 14 日に神戸市より申告及び納付の期限を平成 8 年 3 月 15 日まで延長することができる旨の回答を得「市民税の申告等の期限延長の件」を会員に通知した。	平 7. 11. 19 他会からの視察 東京税理士会から副会長以下 6 名が来神され、震災対策の参考にするため被災地視察が行われた。支部長以下 3 名が、本部役員 6 名、本部事務局員 1 名、西宮支部長と共に被災地の実情の説明と被災地域の案内をし、さらに被害状況資料を提供した。
平 7. 9. 30	税務相談を実施 専門家 9 団体主催「無料合同相談会」於：神戸市勤労会館 20 名（内神戸支部 8 名）を派遣 ・相談件数 175 組 弁護士 89 件 公認会計士 6 件 税理士 38 件 不動産鑑定士 51 件 建築士 43 件 土地家屋調査士 32 件 行政書士 14 件 社会保険労務士 3 件	平 7. 11. 24 研修会の開催 「阪神・淡路大震災に伴う震災特例法について」の研修会を開催した。 ・場所：兵庫県民会館 ・参加者：173 名 ・講師： 大阪国税局所得税課 白石実務指導専門官 松村審理係長 平 7. 12. 13 県に対する要望 会員より相談のあった個人事業税に関し兵庫県総務部税務課に質問し要望した。

- ・個人事業税の減免措置について、減免額が第1期分では控除されず第2期分でしか控除されないことの根拠。
 - ・申告の期限延長している者が申告書を提出した場合の個人事業税の納期限と納付方法 その他。
- 平8.1.17 税務相談の実施 大丸神戸店主
～23 催「1月17日は防災を考える日」
6名を派遣。
- 平8.1.25 研修会の開催
「被災者支援のための確定申告相談の留意点説明会」を開催した。
- ・場所：楠公会館
 - ・参加者：168名
- (内容)
- ・所得税について期限延長、平成7年分の雑損控除と災害減免法の適用、翌年以後へ繰越す雑損失の金額、資産損失と災害関連支出、雑損控除の簡易計算 その他。
 - ・個人住民税について災害減免条例と雑損控除。
 - ・個人事業税について期限延長分の納期限と災害減免。
- 平8.1.26 会員への緊急連絡
「被災地における個人住民税の災害減免条例と雑損控除の取扱いについて」を会員に通知した。
- (内容)
- ・平成7年7月の緊急シン
- ポジウムでも提起され支部会報にも掲載していたが、より詳細な説明を希望される会員が多く、準備を進めていたところ、本部においても検討が行われ、要旨説明の文章が、本部より会員に送付されることとなった。
- ・ポイントは、個人住民税における、条例による災害減免扱いと雑損控除の選択ないし併用による仕方によって、損得が生じるためこの内容の確認を行った。
- 平8.2.1 税務相談の実施
～3.15 平成7年分「被災者のための確定申告相談」を実施し、相談期間を2月1日から3月15日まで行った。
- 平8.2.5 会員への緊急連絡
「平成8年度分住民税申告の取り扱いについて」の見出しで所得税確定申告書の提出前に住民税申告書を提出しなければならないこと等を会員に通知した。
- 平8.2.23 マスコミへの対応
～26 兵庫県第1支部連合会が税理士記念日に際し神戸新聞紙上に「被災地の復興をめざして税理士は応援します」との広告を行い、支部はその企画立案に参画した。
- さらに「税金110番」を23日、24日、26日の3日間電話相談

を実施し、支部から18名の相談員を派遣した。

神戸支部の相談件数は57件であった。

平8.2.24 マスコミへの対応

NHKテレビ神戸放送局の「がんばろや阪神・淡路大震災」の番組にて、近畿税理士会神戸支部より被災された方の平成7年分確定申告の留意事項というタイトルで放映された。



- ① 支部に交付された義援金のうち、平成7年度分支部会費に1,062,000円を充当した。
- ② 平成7年5月開催（定例）の税務署との支部懇談会を、被災状況等を考慮し中止した。
- ③ 納税協会等が開設した税務相談所（主に災害に関する相談）に、積極的に会員を派遣した。
- ④ 平成7年度は、毎年実施していた春秋のゴルフ大会及び秋の親睦旅行を中止した。



- ① 被災納税者への税務相談を早急に実施するため、特別立法の会員への周知が急務であることから、当局に於いてもその取扱いについて十分な検討がなされていない時期にもかかわらず、強くその必要を説明し、急きょ2月28日に震災に関連する特別法についての研修会を全支部会員を対象に実施した。
- ② 被災会員に対し、復旧資金の有利な調達等について、兵庫県第一支部連合会を通じて本部からも各金融機関に強力に働き掛けるよう要請した。



基本方針に則った被災後の具体的な施策というものは、特別行わなかったものの、会員相互の対話と協調については、これまで以上に配慮した支部運営を志した。



- ① 副支部長を3人より4人として、各人2委員会を担当。正副支部長会を常時開催する。
- ② 業務委員会を新設する。関連諸団体との連絡や税理士業務の研究にあたる。
- ③ 研修事業の充実。研修会を2ヶ月に1度の割合で開催、会員の意志の疎通をはかる。
- ④ 厚生事業の縮小。ファミリー旅行、ゴルフコンペ、魚釣、ソフトボール等の中止。
- ⑤ 被災者への税務相談の拡大。当支部会館での無料相談のPR。支部連と協力して、電話ホットラインの開設。他業士との合同の相談会場設置。関連団体、市役所等への出張相談等を実行。



被災当初の支部の調査では、被害軽微という判断で支部としての会員に対する直接的な救援対策はとらなかった。

しかし、後々になって本部からの被害状況の回示や会員から寄せられた情報と照合した結果、大きな被害を受けた会員がおられることが判明してきた。

これは当初、連絡手段の混乱もあったが、日本人特有の生来の気質と言うのか、他人には迷惑をかけたくないという気持ちが働いて、直接会務などで接触する支部には被害を小さく報告して来たなど、実際の被害状況把握に困難をきたした。

一方、本部からの調査には気軽に被害実情の報告をしていたと思われるものがある。

このような被害調査の場合、支部直接より会員から見てワンクッションを置いた本部へ

の方が多少のタイムロスはあるとしても実情に合った報告がなされて有効なのではないかと考える。

2月16日から3月15日まで被災住民を対象に「地震よろず相談」を実施し、その後有志を募り4月4日から5月25日まで再び相談を実施した。

また、会員より義援金をつのり、支部の属する行政区域3市に救援金として贈呈した。



今回の大震災に遭遇して特に感じたことは、地震発生の初期段階での正確な情報の把握が如何に困難であるかということであった。一部の地域を除いては、電話・テレビ等はほとんどその機能を停止し、そのうえ交通期間の麻痺、道路の損壊及びライフラインの破壊等々、まさに戦時の空襲被害後の状態であった。

この貴重な体験をもとに次の施策を考えるべきである。

- ① 情報伝達機器の確保として携帯電話の常備。将来的にはパソコンネットワークの活用。
- ② 事務所での災害に対する心構えをマニュアル化すること。
- ③ 顧問先への対応として、顧問先との連絡及び預かり資料の災害からの防護。

上記の各対策をもとに事務所単位で防災対策を確立し、所長以下各職員が基本的防災のルールを習得する事が大切である。



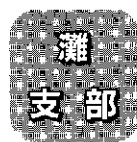
- ① 対策本部よりの各種要請に対し支部会員の積極的な協力を促した。
- ② 被災会員に対しその被災程度に応じ見舞い金（総額50万円）を贈呈した。
- ③ 当面の支部旅行等の厚生事業を自粛した。

5 今後の防災対策



- ① 自宅別の電話連絡網
支部の会員名簿が、事務所所在別の班編成で会員の電話連絡網を行うようになっているので、防災対策用に、自宅別の電話連絡網の作成が必要である。
- ② 支部事務局の耐震性強化
支部事務局の被害が少なかったことにより、役員等の事務局づめなど対応が出来た。耐震性を考慮した備品等を備える。

- ③ 支部連合会の体制の整備
神戸市や兵庫県からの税務相談の要請が神戸支部にあり、また、市や県に税制措置などを要望することもあった。神戸支部は、神戸市中央区のみの範囲であり、地方自治体の範囲から見れば、支部連合会で対処すべきであるが、今般の震災時のように、連合会内の意見調整等ができる状況でない場合もあり、緊急対応出来る体制を整えておく必要がある。



- ① 当支部では、支部事務局の設置がないため、これに対する防災対策はない。
- ② ただ納税者から預かっている主要文書等については、この災害を教訓として保管場所等には、常に十分配慮しておく必要がある旨会員への周知を図る。



- ① 被災直後は、役員20名の会議を開催する場所が全くなかった。
- ② 2月14日垂水漁港で開催した被災関連研修会は、時期的に十分な研修とらなかった。
- ③ 電話、郵便が十分活用出来ない時期のことを考え、口コミによる連絡網等を平素か

ら整える必要があると考える。



- ① 支部機能が全く麻痺した場合は、本部が直接指揮することが必要である。
- ② テレビ・ラジオを充分活用し、地域の状況を的確に把握すると共に、先ず近隣会員安否の確認（自転車等による）と共同歩調を取る。その中でリーダーシップを取れる会員がとればいい。速やかに本部に連絡する必要がある。
- ③ インターネットの活用による連絡網の整備が急がれる。



支部会員との電話連絡網の整備。正副支部長会の随時開催により、早期なる意思決定をはかる。



平成7年10月 支部会館（支部事務局）の竣工と同時に、建物火災保険に加入し、地震保険を付保した。

支部としての会員の安否確認、並びに被災状況の把握方法を確立したい。



当支部は、被災地域にある支部の中では、比較的被害の少なかった支部であり、現在までのところ特別の防災対策は講じていない。今回の震災で感じたことは、どの支部でもそうであったように、先ず、会員の安否確認のための連絡手段の確保である。

今後、当支部でも災害対策小委員会（仮称）なるものを設置して、現在、支部にある電話連絡網を検討拡充するとともに、震災に限らず台風や火災等あらゆる災害を想定した問題を常に協議し、災害対策に関する知識を蓄積していきたい。そして、この小委員会は、有事の時には直ちに対策特別委員会として拡大し、援助活動ができるように諸則を整備し、会員のコンセンサスも得ておきたいと思う。

また、本部自体が被災した場合を想定して本部機能をバックアップする機能を、いずれかの地域におくべきでないかと思う。



- ① 今回を教訓に各事務所ごとの防災対策を実行するとともに、会員の被害状況等の把握の方法を考える。

現在の互助会組織もその援助対策の一部に組み入れる。

- ② 現在の連絡網を利用し早急な救援活動が実施できるようマニュアル等の作成を検討する。

- ③ 地域社会の一員として若手中心のボランティア等を組織し緊急の援助活動、長期にわたる援助活動、職能およびそれ以外も含めて検討する。



防災対策としては、まず第一に正確な情報の入手方法である。

今回の大地震でも、震度・被災地の状況・被災者数等の情報が極めて曖昧で、災害の確認に相当時間がかかった。正確な情報の把握をし、流言飛語に惑わされることのない様にすることは大切であるが、何より注意すべき事は災害発生に備えて自宅及び事務所それぞれに防災及び災害発生時、災害発生後の対応を考えておく必要がある。その為には、防災対策における具体的施策に基づいて非常用品のリストを作成し、自宅・事務所における防災対策を考慮すべきである。

（参考資料）

自治省消防庁震災対策指導室刊行

「地震防災の心得」—備えて賢く生きる—



当支部の特性として、当地区内住者は数名に過ぎず、ほとんどの会員が当地区外からの通勤者であるので、専ら事務所のみの防災対策を考えることとなる。当面最大の関心事は、顧問先

から預かっているデータの保護である。メーカー各社がこれについて既に対応を考慮中である。

- 物理的に電算機に与える振動の軽減吸収に関する器具の開発。
- 光磁気ディスクによるデータの吸い上げ或いはフロッピーの耐火耐震金庫への保管などである。

支部としてこれらに関する研修会を持つことを考えてみたい。事務所機械及び上記データの整備対応を本会に図っていただくよう、要望することも、支部として必要なことかと考えている。

福島支部 災害発生時の連絡網を前もって定めておく。
最近発達してきた携帯電話の連絡網を作成するのも一案かと思う。

大田支部 ① 災害等緊急時における支部連絡体制の確立

吹田支部 今回の震災を通じて感じたこと。
① 各会員の事務所、住所は名簿でわかるが、実際に行くとなるとなかなか見つからない。あらかじめ、事務所、自宅の略図を事務局等に提出するようにすると便利である。

② 被災者が事務所、住所地を離れるケースが考えられるので、その場合必ず避難先または連絡先を支部長または事務局に連絡するよう、事前に全会員に徹底しておくべきである。

6 支部事務局の被災状況

神戸支部 ① 被災状況と修復費用
事務局の建物は、借り物のため直接の修復費用は不要でしたが、エアコンの修復に100万円ほど必要であった。

② 機能が回復するまでの状況と期間
事務局の職員宅が全壊のため避難して、出勤できないため、役員を中心に会員が事務局詰めを1月26日から3月31日まで延べ126名が担当した。

兵庫支部 ① 被災状況
○ 事務所は幸いに大きな被害はなく内部の什器・備品が倒れたり、移動したりで足の踏み場もなかったが、3人で1日程度で片づけられた。

② 機能回復までの期間
○ 電気回復約2週間、水道回復約2ヶ月、事務所再開2月21日より、ガス回復約3ヶ月

明石支部 事務所機材（ファックス、コピー等）の損壊、書庫の倒壊。
修復費用は支部義援金の範囲内でおさまる。

西宮支部 支部事務局の被害状況と修理費用について

テレビ、本箱、応接セット等の一部が壊れたがそのまま使用している。

コピーについては約10万円の修理費が必要であった。

尼崎支部 当支部の事務所は、比較的新しいビル内にあるため、ほんの軽微な被害に止まり、機能回復に時間は要しなかった。しかし、交通・通信など外的要因により、被害直後は100%機能したとは

言えない。

豊能支部

一部ロッカー等の破損のみで修復費用等は特になし。

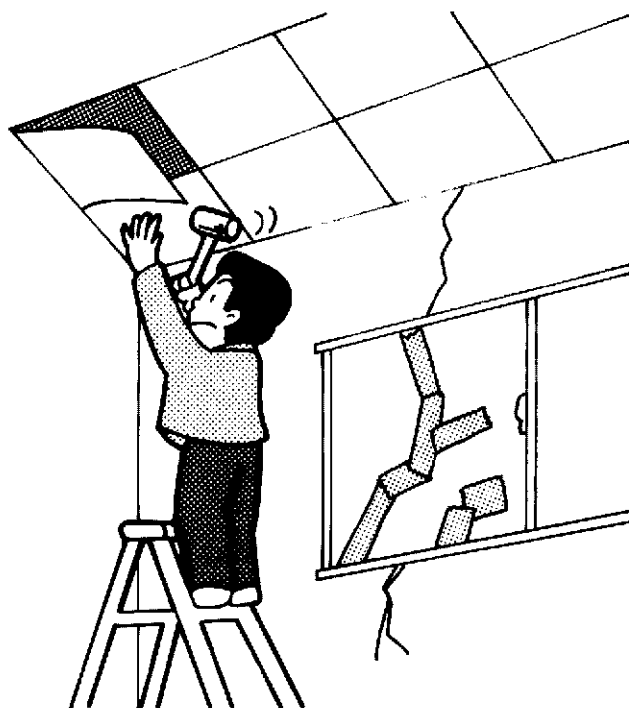
事務局員が3日程交通手段の不通で出勤不能であったためその期間、役員が各自の事務所で対応する。

東淀川支部

支部事務局は、東淀川納税協会1F部分約十坪を光熱費込み月額10万円で賃借している。

被害状況

- ① 天井が、一部めくれたが、役員がハンマーで修復。
- ② 前面ガラスがヒビ割れているが、ガムテープでおさえたまま1年半経過。



3

災害時の緊急管理体制



- 1 税理士会本部の防災対策並びに危機管理
- 2 税理士会会員救援のための体制
- 3 被災者救援のための体制
- 4 緊急制度要請についてのあり方
- 5 危機管理に関する財政上の措置
- 6 危機管理マニュアルの骨子

地震国日本にあっては、いつ、どこで大地震が起こるか分らない。近畿に住む多くの人々は、関西では大地震はないと高をくくっていたが、それは全く幻想にすぎなかった。

このいつ起こるか分らない非常事態にどれだけの備えをすべきかは、その備えをしようとする者の経済力を中心とした総合的な力量を踏まえた上で決定される。その者の資力を逸脱した準備は机上の空論となる。しかしながら、その一方では、危機管理の問題は、単に経済的合理性とは異なった次元において検討されるべき要素があることも留意すべきであることから、緊急管理体制のレベルは、税理士会が社会から要請される程度と会員から要請されるレベルを計りながら、総合的な判断をしなければならない。

非常時における危機管理体制について、近畿税理士会では、未だ全く手つかずの状態にある。したがって、ここでは非常事態に備え予め整備しておくべき事柄を掲記し、もって今後の検討の参考に供することとしたい。

1

税理士会本部の防災対策並びに危機管理

1 本部被災の場合

近畿税理士会本部は、今回の兵庫県南部地震による被害はほとんどなかった。しかし、この本部が壊滅的被害を受けることを想定して、その防災対策を講じ、かつ被災した場合の管理体制を整えておくことが必要である。

事前の防災対策としては、A. 重要書類等、現預金、有価証券等の防災管理、B. コンピュータの防災管理、C. 事務局内の備品類の倒壊防止対策、D. 防災マニュアルの策定、E. 防災事務所の研究、F. 防災訓練の実施

等が考えられる。

災害発生後の危機管理体制としては、A、本部機能の移転のための体制整備、B、災害（救援）対策本部の設置についての機構整備、C、本部役員・事務局の連絡網の整備、D、他の税理士会及び日本税理士会連合会との連携体制の整備等について十分な準備をしておく必要がある。

これらのことは、支部での防災対策としてもほぼ同様のことがいえよう。

2 支部被災の場合

被害が、本部のある大阪以外の京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀で大規模な被災が発生した場合には、今回の経験に学んで、被災地に災害（救援）対策本部の現地本部を設置する必要があると考えられる。被災後の管理体制の要点は、まず情報の収集と現況把握であるが、これらは被災地でなければ掌握できず、後方の本部では刻々と変わる詳細な情報は収集できない。

また、大災害はその物理的被害のすさまじさと同時に、被災による精神的ショックが大きいことは今回の災害からの教訓である。早急な現地での支援体制の確立は、会と会員との信頼関係にとって重要な要素であるとともに、現地本部の設置そのものが救援効果を生み出すものであることを認識する必要がある。

今回は、被災地に災害（救援）対策現地本部を置く機会を逸したため、必要な情報は被災地支部に依存せざるを得なかった。

この結果、被災後、数年にわたって発生する納税者支援のための効率的、かつ適切な施策も、被災地支部の協力を得なければならなくなり、被災地支部は自らの震災復興と重なって、その負担が重くなった。

このような経験から、被災後早い時期に、被災地に災害（救援）対策本部を置き、被災

を受けていない地域から人材を送り込んで管理体制を敷くことが重要である。

2 税理士会会員救援のための体制

1 災害（救援）対策本部の設置・運営についての諸規定の制定

阪神・淡路大震災に対する対応として、近畿税理士会は、超法規的に救援対策本部を設置して会員の救援事業を実施した。しかし、この救援対策本部の設置そのものについても、機関決定手続を経ての措置であった。

非常事態に即応するためには、会長または会長職務代行者に非常時権限を認め、その判断により災害（救援）対策本部の設置・運営が行えるよう予め会則等諸規定の整備を行う必要があると思われる。

2 会員との通信連絡網の整備並びに通信連絡のマニュアル化

税理士会にとって、被災時の会員に関する正確な情報の収集が第一の重要課題であり、そのためには、次のような体制を普段において確立しておくことが必要である。

(1) 支部における班の編成

各支部において、支部会員に応じた機動性ある班を予め編成し、連絡網（電話、ファックス）を整備しておく。

すでに事務所の編成はほぼ出来ているが、今回の経験から、住所地における班編成を非常時用として整備しておくことが大切であると思われる。

(2) 緊急時の連絡先リストの作成

災害時、会員本人に直接連絡をとることが困難な場合に備えて、会員情報の得られやすい、たとえば、別居の両親、兄弟、親友等のリストを作成しておく。

このリストは、支部及び本部に備えておくこととする。

(3) 通信連絡のマニュアル化

被災会員は、自己の情報を誰に、どこに発信するのかを、事前に周知徹底しておく。

連絡すべき項目は、どの程度か、その内容を規格化しておく。

3 大震災共済基金の創設

阪神・淡路大震災における救援の一つとして、近畿税理士会は、被災地外の会員に対して義援金の募集を行った。この事業推進の過程で、義援金は被災地の一般の人々に贈るべきであるとの意見と、一般被災地には既に他の団体等の行っている義援金に協力しており、税理士会の義援金は税理士会員にのみ交付すべきであるとの両意見があった。

この意見の対立は、義援金募集に際して、一般被災者と税理士会会員被災者とを区別しての義援金募集の方法をとることにより、これをなくすことはできる。

しかし、現在、通常の極く小規模の災害等に対する会員の互助制度として「共済基金制度」が導入・運用されている考え方をさらに発展させれば、阪神・淡路大震災のような大災害に対する基金を別途に設置することが検討されてよい。

ちなみに阪神・淡路大震災に際して、このような大災害を想定していない現行「共済基金」を取り崩し、被災会員に見舞金として交付した。

仮に大災害共済基金制度を導入し、それが実効あるものとして内容が充実すれば、会員に対しては本共済基金によることとし、一般被災者に対しては義援金によることとすることによって、より明確に区別することが可能となる。

なお、大災害共済基金については、現会員

が生存中に起こらないかもしれないような大災害等に、会員の会費の一部を充当し、かつ相当な額の資金を滞留させることは問題であるとの考えもある。しかし、危機管理は、正にそのような危機に対する備えであって、経済的にははなはだ不合理な要素を多分にもつものである。危機に対する備えは、危機管理をしようとするものの経済力等に見合った備えをするほかない。

大災害共済基金については、創設そのものの可否とその規模とをかける観点から検討すべき問題である。

4 税務情報、金融情報等の収集体制

税理士の業務への支援として、税務情報、金融情報、雇用情報、その他被災時に発せられる各種の情報の収集は、極めて重要な施策であり、阪神・淡路大震災救援事業として近畿税理士会の震災税務情報の会員への提供は、相当なものであったと思われる。しかし、金融情報、雇用情報、社会保険情報等の税務以外の情報提供は、不十分なものであった。非常時には、税理士といえども、税務以外のあらゆる情報が的確に入手できることがいかに必要であるか、今回の大災害が残した教訓である。

5 会員に対するボランティア活動の体制

近畿税理士会の阪神・淡路大震災救援事業の中で、できなかった事業である。多くの負傷者が発生し、当面の税理士業務の遂行ができなかった会員もいたと思われるが、その把握並びに援助の具体策を打ち出せないままに推移した。

今回の経験から必要と思われることは、被災による負傷等で業務維持に支障がでた場合の相談窓口の設置と、その具体的な当面の業務救済の方法を検討することなどである。

被災地外の税理士による支援組織（救援部

隊)の確立が前提となるが、今回のように直後に確定申告期を迎えた場合にあっては、被災地外といえども自らの業務に拘束され、他への支援はかなり困難である。できれば、被災地での申告期限等の延長措置をその周辺部に拡大して実施されるよう要望し、もって周辺部の税理士による救援活動が可能となるように、法整備の面からの施策も必要となろう。

なお、周辺部への延長措置の拡大は、被災地納税者の救援に際しても同様の理由により必要なことである。この問題は今後の検討課題である。

3 被災者救援のための体制

大規模災害が起こると、企業活動や市民生活に重大な支障が一挙大量に発生し、被災地域のすべての分野に対し、行政はもとより市民相互の連帯による復興が不可欠となる。

特に、専門職業人は、その職制上からくる社会的責務を自覚し、積極的にかつ自主的に、緊急救援や、復興活動に参加していくことが求められる。

税理士会の納税者支援の施策は、行政各庁の要請により実施するほか、被災者の利便を考慮して、本会独自の支援施策も被災状況を把握した上で、適切に実施しなければならない。

さらに、今回のような住宅再建にともなう事例のような権利関係の様々なトラブルについては、他の専門家団体と一体となった被災者支援施策が実施されないと被災者の求める相談を処理できない場合もあることから、自由業諸団体との普段における連帯を強めておくことが必要である。

このように、被災者に対する総合的な支援

施策に対する理念の確立と啓蒙、施策の具体化について、今回の経験を分析し体験を生かせるように、平時における準備を進めておかねばならない。

4 緊急制度要請についてのあり方

今回、税理士会は、被災地支部の意見も聴取し、研修部を中心に税制上の要望をまとめ、日本税理士連合会を通じて緊急要望を行った。その多くは実現したが、部分的には実現できないものもあった。

また、税理士業務の関連事項としての商業登記に関して、株主総会が被災により開催できなかった場合の救済処置が法的に準備されなかったことによって、商法上の過料が課されるケースが発生した。この項目については、どこからも緊急要望されなかった様であり、専門職制間の谷間の問題であった。

今後は、このような事項の要望漏れを未然に防止する意味から、緊急要望に際しては、専門家諸団体間の協議、調整の機会を持つことが望まれる。

5 危機管理に関する財政上の措置

危機管理に関する様々な施策は、当然ながら本部として財政上の負担をとまなうことになる。このような危機管理にとまなう必要財源は、緊急時に調達することはその実効性が危ぶまれるので、なんらかの積立基金を準備することが必要である。

その金額の極度は今後の検討に委ねるとして、危機管理のための積立基金の創設、そのための所要の会則規則等の整備を進める必要

があろう。

財政の裏付けなくしては、施策の実効は不可能である。

その細目は、震災対策本部の設置と維持費用、会員のためのボランティア派遣費用、被災者救済のための税理士派遣費用、情報収集並びにその発信のための印刷費、郵送費等である。

以上、今回の震災において直面し、体験した課題を今後整備すべき事項として以下に列挙し、今後の検討に供するものとする。

6 危機管理マニュアルの骨子

1 災害発生前の体制

(1) 災害対策本部の設置マニュアルの確定

① 災害対策本部の設置基準

本会会長（またはその職務代行者）が、次のいずれかの基準に該当すると判断したとき、災害対策本部を設置するものとする。

- イ. 震度 6 以上の地震が発生したとき
- ロ. 震度 5 以下の地震で、人的または物的大災害が発生したとみとめられるとき

ハ. 災害による人的または物的被害が規模・程度において甚大であると認められるとき

② 災害対策本部の設置場所

- イ. 近畿税理士会本部
- ロ. 本会会長（またはその職務代行者）が、本部被災のため当該対策本部を設置することが不可能と判断したときは、次の順序により当該対策本部の設置場所を決定する。但し、設置

期間は災害直後の本部機能回復までとする。

第一順位 京都税理士会館

第二順位 神戸支部事務局内（神税ビル内）

第三順位 奈良支部事務局内

第四順位 和歌山支部事務局内

八. 被災地に災害対策本部の現地本部を設置する。現地本部の構成は、被災地外の本部役員がその活動の中核を担い、被災地支部の主要な支部役員も構成員とする。

特に被災直後の時期にすみやかに現地入りし、被災の現状を正確に把握し災害対策本部に報告し、適切な施策の実施に寄与するものとする。

③ 災害対策本部の構成

本部長 本会会長（または会長の職務代行者）

副本部長 本会副会長（会長職務代行の副会長を除く）

本部員 本会の専務理事及び常務理事並びに近畿税政連の幹事長（またはその職務代行者）

事務局 近畿税理士会以外において当該対策本部を設置したときは事務局長、同次長を中心に即時体制を組むこととする。

④ 災害対策本部の権限

災害対策に関する一切の権限

⑤ 災害対策本部の設置期間

- イ. 本部長が被災地域が一応に落ち着きを取り戻したと判断したときまで
- ロ. 設置期間後の対策については、そのつど検討する

- ⑥ 日本税理士会連合会・各税理士会との連携体制の確立
 - イ. 重要書類の複数保管によるリスク分散対策
 - ロ. 被災者救援のための特別立法等緊急措置の要望のための体制確立
- (2) 通信連絡網の整備及び通信連絡のマニュアル化
 - ① 班の編成
 - 各支部において、支部会員数に応じた機動性ある班編成を整備しておく。
 - 事業所別、ファックス用、住所別の連絡網を完備する。
 - ② 緊急時の連絡先リストの完備
 - 災害後に、会員本人に直接連絡をとることが困難な場合に備えて、会員情報が得られやすい、例えば、別居の両親、兄弟、親友等のリストを作成し、本部及び支部に備えおくこととする。
 - ③ 通信手段の確保についての検討
 - 携帯電話、パソコン通信の利用
 - ④ 通信連絡のマニュアル化
 - イ. 会員からの情報を発信する場合の宛先の明確化
 - 災害対策本部
 - 所属支部の支部長
 - 緊急連絡先リスト掲載者
 - ロ. 会員（その代理人）から発信する情報内容の明確化
 - 会員の所在
 - 災害による人的被害の情報
 - 災害による物的被害の情報
- (3) 他の自由業団体の連携体制の確立
 - ① 緊急制度要請に対する専門家団体との緊急協議
 - ② 一般被災者に対する援助のための合同支援体制の樹立——各自由業団体の

個別対応の調整

（参考）兵庫県自由職業団体連絡協議会による合同相談会体制
阪神・淡路まちづくり支援機構による出張合同相談体制

(4) 税理士会の防災体制

- ① 一般的防災対策
 - イ. 専用回線による電話の確保
 - ロ. 書架等の倒壊防止策
 - ハ. コンピュータについての防災策
 - ニ. 事務局の緊急連絡網
 - ホ. 防災事務所の研究、防災教育
 - ヘ. 防災訓練実施マニュアルの作成と防災訓練の実施
- ② 書類・データその他の危機管理
 - イ. 日税連・他会との連携体制の確立
 - ロ. 連携による防災の対象とすべき書類・データの分別
 - ハ. 現金・預金・有価証券等に関する危機管理
- (5) 災害対策基金の創設
 - ① 会費より一定額を災害対策基金として積立てる
 - ② 当該基金の給付基準
 - イ. 給付対象
 - 被災会員への見舞い
 - 他の税理士会への見舞い
 - ロ. 給付金額
 - ハ. 見舞金給付の決定—災害対策本部
- (6) 防災事務所の研究と防災教育、防災訓練の実施
 - ① 災害発生時に被害を最小限に押さえるための防災事務所に関する研究を行い、その教育、啓蒙活動を実施する。
 - 防災備品の創作・考案、ガラス類の飛散防止、備品類の配置、コンピュータの防災処置、保存書類、預り書

類の保存方法、税理士事務所の防災マニュアルの作成

② 1月17日を防災記念日とする。

③ 防災訓練実施マニュアルを作成し、定期的に防災訓練を行う。

(7) 税務相談その他ボランティア活動に関する体制の整備

① 非常時における行政各庁との被災者支援の分担の明確化、支援の範囲

② 税理士の社会的活動としてのボランティア精神の理念の確立

③ 被災支部以外の会員による被災会員事務所の救援部隊の創設に関する検討

扱いについての情報収集とその提供

○融資・雇用・社会保険等に関する情報提供

○その他国・地方公共団体の救援事業に関する情報の提供

八. 会内的特例措置

○仮事務所の許容

○事務所表示板の無償交付

○税理士バッチの無償交付

二. 被災会員に対するボランティア活動

○被災会員事務所の救援部隊の編成と救援活動

2 大災害発生後の対応

(1) 税理士会内における対応

① 情報収集活動

イ. 災害発生日現在における会員の把握

○所属支部・税理士事務所・住所

ロ. 会員の被災情報の収集

○被災状況基準の統一（本部・支部を通じての一貫性）

○関与先の状況も含めて把握する

○見舞金の送付先

ハ. 会員外の被災状況把握

○ライフライン（電気・ガス・水道・交通網）の被災状況とバックアップ手段

② 被災会員等に対する救援措置

イ. 被災会員または被災税理士会に対する見舞金の給付

○災害対策基金よりの給付

ロ. 救援関連情報の提供

○税制等の特例措置に関する情報提供

○住民税等に対する各市町村の取

(2) 会外的対応

① 税制などの特例措置に関する緊急要望

② 国・地方公共団体などが行う救援事業に対する要望

イ. 融資

ロ. 雇用

ハ. 社会保険

二. 登記

③ 一般被災者に対する救援活動

イ. 税務相談

ロ. 緊急融資相談

ハ. 義援金

二. ボランティア活動

ホ. 他の自由業団体との共同行動

ヘ. その他